

令和6年6月森町議会定例会会議録

1 招 集 日 時 令和6年6月13日（木） 午前9時30分

2 招 集 場 所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和6年6月13日（木） 午前9時30分

4 応 招 議 員

1 番議員	増 田 恭 子	2 番議員	清 水 健 一
3 番議員	佐 藤 明 孝	4 番議員	平 川 勇
5 番議員	川 岸 和 花 子	6 番議員	岡 戸 章 夫
7 番議員	加 藤 久 幸	8 番議員	中 根 信 一 郎
9 番議員	吉 筋 恵 治	10 番議員	中 根 幸 男
11 番議員	西 田 彰	12 番議員	亀 澤 進

5 不 応 招 議 員 なし

6 出 席 議 員 応招議員に同じ

7 欠 席 議 員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長	太 田 康 雄	副 町 長	村 松 弘
教 育 長	野 口 和 英	総 務 課 長	平 田 章 浩
防 災 監	小 澤 幸 廣	政策企画課長	森 下 友 幸
財 政 課 長	鈴 木 俊 久	税 務 課 長	長 野 了

住民生活課長	鈴木 知 寿	福祉課長	小澤 貴代美
健康こども課長	朝比奈 礼子	産業課長	栗田 俊 助
建設課長	岡本 教 夫	定住推進課長	鈴木 孝 佳
上下水道課長	小坂 一 郎	会計課長	古川 敏 勝
学校教育課長	塩澤 由 記 弥	社会教育課長	三澤 由 紀 子
病院事務局長	朝比奈 直 之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 岩井 秀 司 議会書記 森下 幹 子

10 会議に付した事件

- 議案第47号 森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 森町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第53号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について
- 議案第54号 令和6年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第55号 令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 令和6年度森町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 財産の減額貸付について

< 議事の経過 >

議 長	(吉 筋 恵 治 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 それでは、日程に入ります。 日程第 1、議案第 47 号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 5 番、川岸和花子君。
5 番議員	(川 岸 和 花 子 君) 川岸です。 森町消防団員等公務災害補償条例ということで、危険を伴う作業に従事していただくことで、こういう補償というものは大切だと思うのですが、この新旧対照表が三つに分かれている意味を教えてください。
議 長 防 災 監	(吉 筋 恵 治 君) 防災監。 (小 澤 幸 廣 君) 防災監です。 ただいまの川岸議員の御質問にお答えします。 この条例の別表にございます新旧対照表の補償基礎額表が三つに分かれていることについての御質問ということでございますが、三つに分かれていることに関しましては勤務年数で分かれています。 一番左から勤務年数が 10 年未満、真ん中が 10 年以上 20 年未満、一番右が 20 年以上ということで勤務年数によって分かれているということでございます。以上です。
議 長 5 番議員	(吉 筋 恵 治 君) 5 番、川岸和花子君。 (川 岸 和 花 子 君) 長く勤務されている人の方が補償基礎額が上がっていくということが分かりました。 この基礎額というのが、以前よりも金額が上がったという改正だと思ふのですけれども、この金額をどう保障するのか、例えば

どういう比率を掛けるとか、この金額を見ただけでは、私などはちょっと理解できないのでその辺の方法を教えていただけたらと思います。

議長
防災監

(吉 筋 恵 治 君) 防災監。

(小 澤 幸 廣 君) 防災監です。

川岸議員の御質問にお答えします。

この表の補償基礎額でございますが、これは一般に日当に相当するものでございまして、療養補償や介護補償を除く損害補償、また福祉事業のうち休業救援金、及び各種特別給付金の算定基礎となるものでございます。

日当に相当するものということでございますので、休業した場合、1日当たりの補償額ということで御理解いただければと思います。以上です。

議長
5番議員

(吉 筋 恵 治 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 病気のときはそうだと思います。

死亡に関しては何か決まりがあるのでしょうか。

議長
防災監

(吉 筋 恵 治 君) 防災監。

(小 澤 幸 廣 君) 防災監です。

川岸議員の御質問にお答えします。

消防団活動により死亡したときの保証はということでございますが、この森町消防団員等公務災害補償条例の中で、遺族補償というものがございまして、遺族補償年金、遺族補償一時金、葬祭補償というものがこの条例の中で謳われておりますのでそれによって保障をしていくということになっております。以上です。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第2、議案第48号「森町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、川岸和花子君。

5 番議員

（ 川岸和花子 君 ） この税条例の改正については、公益信託制度というものを公益法人を立ち上げなくても民間も公的役割を担う社会を目指してということですが、この信託を受託される機関というのは銀行なのかなと思いますけど、この仕組みについても教わりたいのと、これが改正されることで森町内で具体的にこういうことが想定される、期待されるということがあれば教えてください。

税務課長

（ 長 野 了 君 ） 税務課長です。

川岸議員の御質問にお答えいたします。

公益信託制度の仕組み等々に係る御質問かと思えます。

公益信託につきましては、提案理由の中でも少し申し上げましたが、川岸議員の御案内のように、契約等により委託者から受託者に託された財産、例えば金銭とかを用いて委託者が委託者の思いに沿った公益活動を継続的に行う仕組みでございます。

少し具体的に申し上げますと、会社・個人が、御質問の中にあつたように信託財産として金融機関等が主なものになりますが、そこに委託をして、その受託者である金融機関等が例えば育英資金の給付、学術研究の援助金・奨励金、美術館の運営等々、公益的な活動として資金を与えていく、助成していくといったところでございます。

今回の見直しによって、こういったところが考えられるかというところでございます。

今回の見直しについては、公益信託制度がより活用されるようにということで、公益信託事務の拡大をしています。

これまで、主に奨学金の支給、物品の配布が中心だったわけですが、この信託事務の範囲が広がっております。

学術・科学技術の振興に加えていろいろなもの、約23項目ぐらい挙げられていますが、そういったものに使われると。例えば文

化及び芸術の振興、障がい者に係る支援、高齢者福祉増進への支援、児童・青少年の健全な育成目的としたもの、教育・スポーツに関するものなど、さまざまな範囲におけるそういった公益活動ができるようになったということでございます。

二つ目に公益信託の信託財産の拡大ということですが、先ほど申し上げましたのは公益信託事務の拡大が四つほどありますが、その内の二番目に公益信託の財産の拡大ということで、これについてはこれまでは金銭に限られてたわけですが、今後において金銭に限定しないといったところが謳われております。

その範囲については例えばいろいろなものが考えられますが、今までは公益法人は株式等で運用できたのですが、公益信託については、株式等で運用できなく、これまで公益法人が運用できた範囲も同様に認定されるのではないかということになっております。

あとは、公益信託の受託者の拡大、これが三つ目でございます。

これまでは信託会社でございますので主に金融機関が多かったわけでございますが、これからはNPO法人、そういったものも要件を満たせば対象となるということになっております。

四つ目の見直しは主務官庁制の廃止ということで、要は所管する省庁、例えば教育スポーツは文部科学省といった形になってたわけですが、それごとで許可監督しておりましたので少しバラバラな点があって、使いづらい部分があったということで、今回については国の場合は内閣府、地方に行きますと都道府県といったところに、一元化して使いやすいようにするといったところが主な見直しのポイントになっておりますので、こういったことを踏まえて提案理由でも申し上げましたけれども、その民間公益の活性化を図って、その公益信託自体がその潜在力を最大限に発揮して、今、非常に社会ニーズが多様で変化が激しいものですから、そういったものに対応して民間の取組も社会的課題解決のための手段が取り得るといった形にして、新しい資本主義を目指す民間

	も公的役割を担う社会の実現を目指した制度の改革でございます。以上です。
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 5 番、川岸和花子君。
5 番議員	(川岸和花子 君) 信託する会社・個人は信託すると税の課税特例みたいなものがある、と書いてありますか。
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 税務課長。
税務課長	(長 野 了 君) 税務課長です。
	川岸議員の再質問にお答えいたします。
	今御質問があったように、今どういった税額控除が行われているかということ、例えば、ふるさと納税が一番分かりやすいと思うのですが、そういった信託した金銭について同じように寄附金とみなして税額控除をしていくと、こういったところも併せて取り組むことによってそこを推進していくといった税における改正もやっているというところでございます。以上です。
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。
	4 番、平川勇くん。
4 番議員	(平 川 勇 君) 平川です。
	今、税制の優遇のお話をお伺いしたのですが、一つお伺いしたいのは、相続で受けた個人的財産というものを公益目的ということで、信託銀行に預けます、このときに税の優遇というのはあるのでしょうか。
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 税務課長。
税務課長	(長 野 了 君) 税務課長です。
	例えばそれは公益法人なのか、公益信託なのかというところはありますけれども、どこまでの、どういった優遇があるかというのはちょっと今、詳しくは申し上げられませんが、そういった仕組みを整えているということでございます。
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 4 番、平川勇くん。
4 番議員	(平 川 勇 君) 平川です。
	私がお伺いしたいのは、相続税に対する優遇というのはあるの

ですか。

議 長
税務課長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 税務課長。

（ 長 野 了 君 ） 税務課長です。

相続税に関しては国税でございますので、後ほど少し調べてからお答えいたしたいと思います。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

（ 西 田 彰 君 ） 今課長の答弁を聞いておりますと、銀行・金融機関等のみならず、N P O 団体も活用するということです。が、この公益信託を悪用する可能性というのはないのか。

議 長
税務課長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 税務課長。

（ 長 野 了 君 ） 税務課長です。

この公益信託制度の仕組みとして、先ほど少し申し上げましたが、委託者が受託者、銀行とN P O 法人、今現時点はないのでどこまで参画できるかというのは分かりませんが、可能性があるということでございます。

当然そこにはちゃんとチェックの機能は働いております。

先ほど申し上げましたように、認可申請、認可監督ということで行政庁、国でいうと内閣府、県でいうと都道府県にそういう申請して認可監督というものがあります。

もう一つは、信託管理人という仕組みがございます。信託法上の権限行使でありますとか、重要事項の同意ということで、要はそれをどう預けてもらってそれをどう使うのかというのは、今申し上げました税の優遇がある以上、今回特にそういったところも踏まえて使いやすくすることと同時に、当然チェック体制は整えなければいけませんので、今回の新しい公益信託制度においても、そういったものが整えられております。以上です。

議 長
11番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 11番、西田彰君。

（ 西 田 彰 君 ） 先ほど川岸議員も聞かれましたけど、この森町においてはこのような信託制度を活用してる企業等あるの

議長
税務課長

でしょうか。

(吉 筋 恵 治 君) 税務課長。

(長 野 了 君) 税務課長です。

制度とすると、対象が広くなるというのは今説明申し上げましたように、イメージできると思います。

なので、一つは今、静岡県が受け皿になっておりますので、静岡県の中では、その信託制度というものは使われております。

ですので森町に信託や管理権限の話が何もないので把握しておりませんが、静岡銀行等々は受託者になるとともにそういう活動もされているということでございます。

森町においてこの公益信託の仕組みを使って、図書館に本を寄贈していただいております。

令和5年11月15日の図書館だよりで、「公益信託西川金一及びゆり子図書助成基金」及び「公益信託土屋勝次・てる図書助成基金」から図書館に児童書を86冊寄贈されております。

森町においては平成8年からこの基金の助成を受けて、本の購入に役立てるということでこの仕組みを使った寄贈というか森町にとって良いことが行われているということでございます。以上です。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第3、議案第49号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) 川岸です。

この家庭的保育事業等ということで、これは森町においての対

象施設は全部になるのか、こういう対象となるのかそこを教えてください。

議長 (吉 筋 恵 治 君) 健康こども課長。

健康こども (朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

課長 川岸議員の御質問にお答えいたします。

家庭的保育事業等というところで、この事業は四つの事業がございます。

児童福祉法に位置づけられている家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の四つの事業があります。

それぞれ基準等があるのですが、森町においては小規模保育事業を実施しておりまして、保健福祉センター内のもりの保育所と中川のゆうな保育園が小規模保育事業となっております。以上です。

議長 (吉 筋 恵 治 君) 5番、川岸和花子君。

5番議員 (川岸和花子 君) もりの保育所さんもゆうな保育園さんも3歳児未満だと思いますが、この30対1とか20対1という対象人数に職員をといるところには当てはまらないということでしょうか。

議長 (吉 筋 恵 治 君) 健康こども課長。

健康こども (朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

課長 川岸議員の再質問にお答えいたします。

川岸議員のおっしゃるとおりで、基本的には0から2歳の対象の乳幼児が在籍しているということになります。

ですので、3歳・4歳の子供が現在いないので、対象とならないという形ですが、この条例の中で、3歳・4歳の基準を決めているというのはこの家庭的保育事業というのが、本来0から2歳の乳幼児が対象ですが、満3歳、それから4歳以上の子供については地域等の事情、例えば近くに保育施設がないとか、集団生活が困難とかきょうだい間の関係でその3歳以上の子供の保育

議長

が必要と認められる場合に保育ができるという形になっておりますので、この条例でも定めているところでございます。以上です。

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第4、議案第50号「森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川 岸 和 花 子 君) 飯田第2放課後児童クラブができるということで、おそらく働く人が増えて、児童クラブに入りたいということだと思うのですけれども、人数が増えたとかそういうことではないかという確認をしたいです。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 健康こども課長。

健康こども

(朝 比 奈 礼 子 君) 健康こども課長です。

課 長

川岸議員の御質問にお答えいたします。

飯田第2放課後児童クラブを新設するということですが、利用申し込みが増えたということで増設をするという形になります。

詳しい内容については、補正予算でも上げておりますので、またそこでお話ができればと思っております。以上です。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

2番、清水健一くん。

2番議員

(清 水 健 一 君) 清水でございます。

飯田小学校に第2放課後児童クラブができることは大変良いことだと思いますので、隣にまた一つ学校施設ができていますので、駐車場の問題について、懸念がされると思います。

今でも結構満杯状態になっているところなので、近くの飯田総合センターの駐車場を使うと聞いておりますけれども、横断歩道が

議長
健康こども
課長

かなり遠いところにあるのでその辺のちょっと懸念があるのですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

（ 吉 筋 恵 治 君 ）健康こども課長。

（ 朝比奈礼子 君 ）健康こども課長です。

清水議員の御質問にお答えいたします。

駐車場の問題につきましては、かねてから飯田小学校の中でも駐車場が不足してるということで、今のきためばえのところに結構車が入ってしまっていて困ると保護者にはお伝えしてるけどもなかなかそれが守られないというような状況がございますということで聞いております。

今回飯田放課後児童クラブをもう一つ増やすということで、やはり送迎の車がたくさん来ることが予想されますので、この第2放課後児童クラブが新設されてからは、本来、従来の第1放課後児童クラブと第2児童クラブの保護者の送迎につきましては、車は飯田総合センターの駐車場に置いて、そこから徒歩で学校に向かうという形をとるようにしたいと思っております。

それにつきましては飯田小学校でもそういうことを希望されておりますので、そのような形になるかなと思っておりますが、やはり県道を渡るというような横断がございますのでその点につきましては、やはりかなり注意が必要ということなので、どのルートをどう行ったらいいのかということにつきましては、保護者の皆様とお話をして徹底をしていく形で考えております。以上です。

議長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）他に質疑はありませんか。

1 番、増田恭子君。

1 番議員

（ 増 田 恭 子 君 ）増田です。

一点だけ確認お願いします。

飯田第2放課後児童クラブは2学期から開所すると伺っておりますけれども、1学期に放課後児童クラブへ入所して今現在道通っていらっしゃるお子さんは、今は第1で見ていると思うのです

議長
健康こども
課長

けど、この２学期からの開所というところについて、今現在のお子さんはどうしてるのかというのを教えてください。

（吉 筋 恵 治 君）健康こども課長。

（朝比奈礼子 君）健康こども課長です。

増田議員の御質問にお答えいたします。

今現在飯田児童クラブには、約40人程度の子供が通っておられるということになりますので、今回第２放課後児童クラブができた際には、今長期休業期間中のみの利用のを待ってる人と、一部保留になってる人がいらっしゃるの、その人たちを対象に第２放課後児童クラブのところでその人たちを入所するという形になりますので、今の飯田児童クラブにいる児童はそのまま第１にという形になるかなと思います。

ただ、きょうだい間の関係とかもしかしたらその第１の子供が第２という形もあるかなと思いますけども、そこは調整をさせてもらいたいと思っております。以上です。

議長

（吉 筋 恵 治 君）他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

（西 田 彰 君）先ほどの駐車場の問題ですけども、駐められるスペースは学校にあるわけですから今現在駐めてるのですよ。

今度は飯田総合センターとなると、そっちへ駐める人と学校に駐める人となると、やはり一つのところ、皆さん防災センターに駐めてくださいとした方が駐められるということでどんどん入る、逆に余計混雑する、こっちとこっちに分けるとなると、そうなると思いますけど、その辺は大丈夫でしょうか。

議長
健康こども
課長

（吉 筋 恵 治 君）健康こども課長。

（朝比奈礼子 君）健康こども課長です。

西田議員の御質問にお答えいたします。

駐車場につきましては、今現在飯田児童クラブを使ってる人は、学校の側のきためばえのこちら側に駐めていらっしゃいます。

ただ今回第２ができるということで送迎する保護者が多くなる

という形になりますので、第1・第2とも、保護者の皆様は全て飯田総合センターを駐車場として送迎をしていただくという形をとろうと考えております。

議長 (吉筋恵治君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君) 「質疑なし」と認めます。

日程第5、議案第51号「森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員 (川岸和花子君) 川岸です。

この条例を改正することによって、町営住宅に暴力を受けたりして保護命令を受けた人が優先的に入るという意味でいいでしょうか。

議長 (吉筋恵治君) 定住推進課長。

定住推進課長 (鈴木孝佳君) 定住推進課長です。

川岸議員の御質問にお答えをいたします。

今回の条例改正に関して、暴力の被害者が優先的に入れるかということについてございますけども、優先的ではなくて、入れる条件としてということで条例改正となります。以上です。

議長 (吉筋恵治君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君) 「質疑なし」と認めます。

日程第6、議案第52号「地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋恵治君) 「質疑なし」と認めます。

日程第7、議案第53号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員

(佐藤明孝君) 3番、佐藤です。

この条例廃止後も経過措置を設けているということですが、経過措置の期間がどれぐらいになるのか、それをまずお願いします。

議長

(吉筋恵治君) 総務課長。

総務課長

(平田章浩君) 総務課長です。

佐藤議員の質問にお答えさせていただきます。

この経過措置につきましては、この条例に基づいて免除された町職員は現在いないと考えておりますけども、昭和64年1月7日前に採用された職員が対象となっておりますので、この職員が退職するまでの期間ということでございます。以上です。

議長

(吉筋恵治君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(吉筋恵治君) 「質疑なし」と認めます。

日程第8、議案第54号「令和6年度森町一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子君) 川岸です。

説明書9・10ページ、歳出の2款1項9目、自治振興費のコミュニティ助成金が2件の内示をいただいたということで、こちら2件の内容が決まっているかどうかということをお伺いします。

次に、同じページ、2款2項1目企画総務費の地域タクシーについて、2,000千円の事業費がついておりますが、一宮・園田地

区に地域タクシーの導入を目的に実証運行するという予算でござ
いますが、この地域タクシーというのは、今あるタクシー会社
にお願いすることになるので、今、森町でもタクシーを呼んでもな
かなか来ないという話も聞きますし、営業時間の空いている時間
を利用しての実証運行になると思うのですが、袋井では先に実証
運行されているということでそちらの情報というか、どういう状
況かというのがあれば教えていただきたいということです。

もう一点が11・12ページ、3款2項1目児童福祉総務費、森っ
子就学応援金が見込みに対して対象者が増えたというお話で、子
どもが増えて足らないというぐらいなのでちょっと嬉しいお話な
のですが、これがどれぐらい、なぜ足りなかったのか。

例えば、引っ越し・移住してこられたとか何か理由があれば、
そこもお伺いしたいと思います。以上です。

議 長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

川岸議員の一つ目の質問にお答えさせていただきます。

2款1項9目自治振興費の2,300千円につきましての質問でござ
います。

こちらにつきましては、採択されたのが草ヶ谷町内会と明治町
町内会の二つの町内会でございます。

採択されるにあたりましては、昨年度町内会から申請をいた
だいてその中で事業の内容も明確になっており、それに基づいて県
に申請をし、3月に採択をされておりますので、事業内容につ
いてはもう既に明確になっております。以上です。

議 長
政策企画
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 政策企画課長。

(森 下 友 幸 君) 政策企画課長です。

川岸議員の二つ目の御質問にお答えします。

2款2項1目の0006地域タクシー運行事業費に関連して、袋井
市で既に実施されている事業を参考にしたということで、その状
況はというお話でしたけれども、袋井市では袋井市東地区で、地

議 長
健康こども
課 長

域タクシーの事業を行っています。

令和４年１月から試験運行を開始しまして、昨年度まで行っているということです。

袋井市東地区の65歳以上の人口が1,665人、そのうち利用登録をされた人が285人でした。

令和５年度の状況ですと、１か月当たりの運行回数が153回、利用者数は164人ということで、年間にならしますと対象者一人当たりの年間の運行回数が1.1回であったということでした。

今回計画しています一宮地区と園田地区の65歳以上の人口が国勢調査で約1,700人ということで、袋井市東地区の65歳以上の人口とほぼ同じ規模ということで、袋井市東地区の令和５年度の状況を勘案して予算の計上をさしていただいているところでございます。以上です。

（ 吉 筋 恵 治 君 ）健康こども課長。

（ 朝比奈礼子 君 ）健康こども課長です。

川岸議員の三つ目の御質問にお答えいたします。

11・12ページ、３款２項１目児童福祉総務経費の森っ子未来応援事業の中の森っ子就学応援金でございます。

予算の見込みに対して人数が増えたということでその理由をとということでございますけども、転入等で増えているのであれば大変喜ばしいことだったのですが、これにつきましては、当初予算で小学１年生を120人、中学１年生を120人、高校１年生を130人の見込みとをしておりました。

実際の支給対象ですが、小学１年生が118人、見込みの数より少しプラスしているところもありますので、そこが当初より二人減。中学１年生が125人、当初より５人増、高校１年生が162人ということで、当初予算の計上のときよりも、32人増となっております。

これにつきましてなぜこの乖離があったかということでございますが、予算計上時に、中学１年生につきましては、町外の中学

校へ入学予定の生徒を加味してなかったということが一つの原因でございます。

高校1年生につきましては、令和5年9月時点の令和6年度に中学3年生となる見込みの人数を参考としたということがありまして、その人数と実際の高校1年生の人数が乖離したということが原因でございます。本当に単純なミスでございます。

今後につきましては、住民基本データ等から対象者数を確実に確認していく必要があると考えております。以上です。

議長
5番議員

(吉 筋 恵 治 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 分かりました。

地域タクシーの点で、一宮・園田地区ということでちょっと副産物的にはなるのですが、観光面からも利用者を増やしていこうというところがあったと思うのですけれども、登録にも2週間前であるとか、そういう条件があって難しいじゃないかなと思ったのですけどその点についてどう考えておられるかをお聞きするのが一点です。

続きましての質問で、11・12ページの3款1項4目老人福祉費の愛光園天宮サテライトさんへの介護サービス提供体制整備促進事業費補助金ということで13,282千円。

これは介護ロボットということでこういうのはすごく必要になってくると思うのですけれども、どういうものなのか。詳しいことが分かればお願いいたします。

またその下の3款2項2目健康こども課の児童手当が年3回から6回へ、また全年齢で3万円、第3子の18歳年度末までが22歳年度末までということで、非常にありがたいと思うのですが、この18歳でもう一度終わったという、対象外になったという人は、またここから復活するのでしょうか。

議長
政策企画
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 政策企画課長。

(森 下 友 幸 君) 政策企画課長です。

川岸議員の御質問にお答えします。

議 長
福祉課長

地域タクシーを検討した森町地域公共交通法定計画の中で観光利用というのもあったのではないかというお話でした。

今回予算計上させていただいております実証運行につきましては、登録利用者のみをとりあえず対象とした運行を考えておりまして、この実証運行が終わりました後、令和7年度以降の本格運用を考えているわけなのですが、その際には観光客等登録外の利用者が利用できる方法を取り入れていきたいと、今の段階では考えております。

その際には、現在運賃1回あたり500円という想定しておりますけれども、登録外利用者については、それよりも若干高い値段を設定して差別を図って、運用していきたいと今のところ考えているところでございます。以上です。

(吉 筋 恵 治 君) 福祉課長。

(小澤貴代美 君) 福祉課長です。

川岸議員の二つ目の御質問にお答えします。

3款1項4目福祉課の事業コード0003介護保険事業費のうち今回補正に計上させていただきました森町介護サービス提供体制整備促進事業費の補助金について、この中でロボットを導入ということですが、そのロボットがどのようなものかということの御質問かと思えます。

ロボットと申してしまいますと、その機械が動いて、何かの動作とイメージしがちですが、今回導入していくものについては、それぞれの居室へ据え付ける見守りシステムになります。

簡単な仕組みを申し上げますと、天井に見守り用のセンサーを備え付けます。

室内、特にベッド上になりますが、入所者様の動きをキャッチしてその様子を画像データとして職員が持つ携帯にデータを送信するということで、この携帯を職員が皆持つようになりますので、職員間での情報共有が図られるというところになります。

こういった仕組みを持つことによってどのような効果を狙って

いるかということですが、こういった介護施設になりますと、高齢者が誰かを呼びたいと言ってコールボタンを押したときに駆けつけると、もう転んでしまった後とか、ドンと大きな音がして駆けつけるともう伏せているとか倒れているという状態で、全て事後から始まるというようなことが多かったり、夜間の巡回については、一人一人の安眠、もう寝入っていられるところを巡回することもあり、良質な眠りを妨げるようなところもあったというところがございます。

そういったところにありますが、この見守りシステムを使うことによってベッド上の動きをセンサーがキャッチし、画像データで職員のところに共有されることで、部屋の中でどういうことが起きているのか、例えば転倒等があれば、その瞬時の動きとか様子からどのような対応をすればいいのか、どこへ向かって走ればいいのか、何を持っていけばいいのか、もしくはどの専門職に相談をしながら進めればいいのかというところが分かるので、事前の情報共有と迅速で適切な対応が図られるという部分、それから職員の人数が制限されてくる夜間の対応については、入所者の安眠を保持しながら安全の確認ができるといったところが大きなところかと思えます。

このようなシステムを導入の予定です。以上です。

議 長
健康こども
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

川岸議員の御質問にお答えいたします。

11・12ページ、3款2項2目児童手当費です。

児童手当につきましては改正のポイントがいくつかございますが、川岸議員の御質問中の多子加算ということだと思えます。

現在の制度では、18歳年度末までのお子さんがいるところで第何子かという形でカウントをしておりました。

それが今度の10月の支給分から18歳年度末ではなく伸びて、22歳年度末までのお子さんを対象に第何子なのかということのカウ

ントに変わるという形になりますので、そのカウントのされるお子さんの範囲が広がったという形になります。

その対象外の人が復活するというのは、中学3年生は今の現状では中学生までの児童手当ですので、一旦終了という形になります。

今度の10月の支給分からは高校1年生ですが、その子たちについては、10月の支給分から復活をするという形になります。以上です。

議 長
健康こども
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

川岸議員の御質問の意図が分からなかったもので、申し訳ございません。

例えば、昨年度の18歳年度末で今年19歳年度末になる子が復活するかということで、よろしかったでしょうか。

多子加算の対象としては復活すると形になりますので、19から22歳の人も22歳年度末までが多子加算対象となります。以上です。

議 長
5 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 5 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 了解いたしました。

最後の質問をさせていただきます。

15・16ページ、8 款 3 項 2 目、建設課、町単独河川改修事業ですけれども、これは草ヶ谷地区の伊豆橋沢川改修と三倉地区のかじや沢改修に伴う測量設計業務委託料ということですが、この二つの河川について、具体的にどのように変えていくのかという内容をお伺いします。

議 長
建設課長

(吉 筋 恵 治 君) 建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えいたします。

8 款 3 項 2 目河川維持改修費2,890千円の内容についての御質問でございます。

この業務委託料につきましては、議員おっしゃりましたとおり

2 件の河川の改修に伴うものでございます。

まず一点目の準用河川伊豆橋川につきましては、たんよりさんの施設のすぐ南側を流れている河川になります。

こちらにつきましては、令和 5 年度に測量設計を実施したところでございます、その結果そのうちの約137メートルの区間につきまして、非常に断面が狭小であるということが判明いたしました。

そこを改修するために水路断面を拡張することと同時に、そこがちょっと曲線になっておりまして、ここを少し曲線半径を緩くするという事も合わせますと、民有地の用地を買収してそこに水路を通すということが必要となりますので、今回の業務委託につきましては、こちらの用地の測量、農機具小屋が 1 件ございますので、こちらの物件補償調査ということが主な委託の内容でございます。

この委託で、土地の買収面積が出た暁には、できれば今年度 9 月補正予算で、用地補償費並びに工事費用を計上し、事業を進捗させていきたいと考えております。

二点目のかじや沢でございますが、こちらは三倉町内会の許禰^{きね}神社の北側付近を三倉川に向かって流れている水路でございます。

こちらにつきましては、令和 4 年台風15号のときに、水路が閉塞して浸水したという被害を聞いております。

それを受けて県袋井土木で、砂防えん堤の計画をしております、町はこの砂防えん堤の計画に合わせてその下流部分の水路について、整備を考えていくということでございまして、今回の委託の内容といたしましては、水路の概略設計ということでございまして、この現地の調査、水路断面の検討、平面・縦断面図の作成等をさせていただきまして、県事業と合わせて進めてまいりたいと考えております。

県は、この夏に地元説明会をやりたいとで言っておりますので、

そこに合わせて町も事業を進めていくということです。県の事業としましては、来年度に用地買収と物件補償をやって、令和8年度から工事に着手したいと聞いておりますので、町の水路改修が県事業の支障とならなければ、町の事業は先行して進めていけばいいと考えております。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) ここでしばらく休憩します。

(午前10時33分 ～ 午前10時45分 休憩)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで税務課長より発言を求められておりますのでこれを許します。

税務課長。

税務課長

(長 野 了 君) 税務課長です。

先ほどの条例改正の中で、平川議員から御質問のあった公益信託制度と相続税に係る御質問でございます。

今回の公益信託制度の改革・見直しにつきましては、この公益信託制度が公益法人と社会的に同様の機能を営むという点から公益法人制度と共通の枠組みとするということで進められておりまして、公益信託につきましても、公益法人と同等の税制上の措置が講じられることとなっております。

したがって、公益信託の信託財産とするために、相続財産を拠出した場合には相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税制度の対象とするということで特例の措置がございます。

この特例の適用を受けるには要件がございます。

寄附した財産は、相続や遺贈によって取得した財産であること、その取得した財産を相続税の申告書の提出期限までに寄附すること、寄附した先が国・地方公共団体又は教育や科学の振興などに貢献することが著しいと認められる法人であることが要件となっております。以上でございます。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3 番議員

（ 佐 藤 明 孝 君 ） それでは、お願いいたします。

まず説明書 9・10ページ、2 款 1 項 9 目自治振興費、先ほど御答弁の中で草ヶ谷と明治町の町内会が対象となっているというお話でございました。

これにつきましては、こういった申請内容だったのかということとをまずお聞きしたいと思います。

それと、町内会が実施するコミュニティ活動に必要な設備等の整備事業となっております。

この必要な設備等の整備事業というのは例えばこういったことを指すのか。具体例申し上げますが、例えば公民館の空調設備等は助成があると聞いておりますが、その中でも、ガラス・カーテンを変えるとか机・椅子等の備品等を新しくするとかそういったものも含まれるのかどうかというところをまずお聞きしたいと思います。

それと 2 款 2 項 1 目企画総務費の公共交通の関係でございす。

これにつきましては先ほどの御答弁の中でいろいろ細かな説明がございました。

この中で65歳以上が一宮・園田地区でも袋井市東地区と同様に1,700人前後いらっしゃるということだったのですが、川岸議員の答弁の中で観光客につきましては若干の上乗せがあるようなお話もございました。

これにつきましては、やはり森町の観光誘客のためにこういった運賃を地元の人と同一にするというのも一つの案ではないのかなと思いますが、それに対しての考え方を伺いたいと思います。

そしてこの地域タクシーにつきましては実証運行を行いますということですが、この実証運行の際には実際にお客さんを乗せるのかどうか、そしてまた走るコースというのはこういったところを想定されているのかも併せて御答弁をお願いしたいと思います。

議長
総務課長

それと説明書12ページ、先ほどの健康こども課の内容ですが、
この中で令和6年から18歳から22歳までの子供が新たに助成の対象になるというところで補正も5,500万余のお金が編成されてございますけれども、対象となる人数がどれぐらいになるのかということと、18歳を機に森町を離れて、よその市町に住居を移転された子どもたちも対象になるのか、その点をお聞きしたいと思います。

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

佐藤議員の一つ目の質問にお答えさせていただきます。

2款1項9目の自治振興費のコミュニティ助成金の関係でございます。

先ほど草ヶ谷町内会と明治町町内会が採択をされたと答弁をさせていただきましたけども、その整備内容についての質問でございます。

草ヶ谷町内会につきましては、町内会祭典用の屋台修繕整備ということで車輪の修理でありますとか、欄干の修理でありますとかといったものになります。

明治町町内会につきましては、既存の備品の経年劣化に伴うということで会議テーブル、会議椅子、ホワイトボード、ワイヤレスアンプ、ワイヤレスチューナー、ワイヤレスマイク、スピーカー等々、それから感染対策として空気清浄機、祭典使用ということで発電機というような備品がございます。

基本的にどんなものが対象になるかというお話でございますけども、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業となっておりますので、先ほど草ヶ谷・明治町の事業の中身を申し上げましたけども、祭典に使用する備品の購入であったり、屋台の修理だったりということが森町では多く使用されております。

議長
政策企画
課長

また近年を見ますと佐藤議員もおっしゃっていましたとおり、エアコンの設置、公民館の備品というものが多く上がってきております。

ただカーテン等につきましては備品に該当しないものですから、そういったものは対象にならないというようなことになります。

考えますと、狭い範囲の使用に限定されず、コミュニティ活動に直接必要な設備ということでかなり広範囲のものが対象になっているといったような状況でございます。以上です。

（吉筋恵治君）政策企画課長。

（森下友幸君）政策企画課長です。

佐藤議員の地域タクシーに関する質問にお答えします。

まず先ほどの川岸議員への回答の中で触れた観光客を対象とした運行についてでありますけれども、運賃に差額を設けると言いましたが、それをやめて観光客誘致のために同額にしたらどうかというお話でしたけれども、現在の森町地域公共交通法定計画の中では、まず今回は実証運行ということで利用登録をされた人のみの運行を行うわけなんですけれども、令和7年度以降に予定しています本格運行の際には、利用登録をされた人と利用登録をされてない観光客等の利用も考えております。

その際には利用登録をされてる町民の場合には自宅から目的地というような設定で考えておりまして、また利用登録をしていない観光客については、円田駅、遠江一宮駅から目的地までの利用と考えております。

その際には、利用登録されてる人と利用登録外の人を同等に扱うのではなく、運賃に差額を設けるという記述を計画の中ではさせていただいております。

佐藤議員からお話にあったお考えも一つの考え方として、来年以降に行う本格運行での運用の中で考えていきたいと考えておりますが、現在、計画の中では利用登録者と利用登録されていない人

議 長
健康こども
課 長

では運賃に差額を設けるという記述をしております。

それからもう一つ、実証運行においては人を乗せるのかということでしたけれども、実際に一宮・園田地区の住民に利用登録をしていただきまして、その利用登録をしていただいた人を実際にタクシーにお乗せして、その利用した状況をアンケートするなりして意見を伺って、今後の本格運行につなげていくということで、人を乗せるということは行います。

それからコースはということでしたけれども、今回の実証運行におきましては、自宅と指定目的地の間の運行を考えております。

利用登録者がタクシー会社に連絡をして、自宅と病院、買物施設、金融機関、行政機関、バス停、鉄道駅といった基本的に定まった指定目的地を指定し、その施設の間を運行すると考えております。以上です。

(吉 筋 恵 治 君) 健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

佐藤議員の三つ目の御質問にお答えいたします。

11・12ページ、3款2項2目児童手当費でございます。

対象人数はということでございますが、現制度での対象人数がおよそ1,600人です。

今度制度改正されますと、高校生年代、それから所得制限で児童手当をもらえてない人も対象となりますので、およそ2,300人程度となる見込みと考えております。

もう一点の18歳で森町を離れて生活する人も対象となるのかということでございますが、第3子の多子加算対象として22歳年度末までということになります。これにつきましては、算定対象の定義というのがございまして、監護に相当する、日常生活上の世話及び必要な監護をしているということと生計費の相当部分を負担している、この二つを規定しているということです。

その状況に従って、対象とするかどうかということ判断する形になりますが、それにつきましては、監護相当と生計費の負担

が分かる書類の提出をしていただくことで、第3子加算の対象とするという形になります。

例えば大学生で県外に暮らしている形になりますと、生計費等についても親が面倒見てるという形に多分なると思いますし、監護というのはその子がちゃんと生活してるかどうかということを経が責任を持って見ているという形になりますので、そういった人も対象となる可能性があるということになります。以上です。

議長
3番議員

(吉 筋 恵 治 君) 3番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) 分かりました。

最初の総務課長の御答弁の内容ですが、あくまでもコミュニティ活動によってその地域の活動等の関係で良くしようということだったというお話ですが、公民館のエアコン等は対象になる、しかし同じように公民館にあるカーテン等は対象にならないということですが、備品という形にすればカーテンも一応は備品的な扱いにされてもいいのかなという感じもしますが、例えばお日様等が照ってくるとカーテンも当然閉めたり、日を遮ったり、場合によっては窓も開けたりするという形になるものですから、生活をするというコミュニティの場として、やりやすい・住みやすいという形にするのだったら、そういったところも対象にしていたきたいなと思うのですが、その点いかがでしょう。

議長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

こちらのコミュニティ助成金につきましては自治総合センターの助成金でありまして、町が対象事業を決めているということではなく、全国一律で自治総合センターが決められているものでありまして、採択についても、こちらで採択をしているというわけではないものですから、こちらについては自治総合センターの決めたルールに基づいて、その対象の中で助成をされるということですので御理解をお願いをしたいと思います。以上です。

議長
3番議員

(吉 筋 恵 治 君) 3番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) 中身は自治総合センターで決められているということで、当局としてはあまりちょっと言えないことが分かりました。

しかしながら町民からはそういった類似的な意見もたくさんあると思いますので、もしも機会があつて自治総合センターへこういう話もありますということを言えるだったら、ぜひそちらもお伝えいただければと思います。

それではこの件はこれで結構でございます。

続いて、地域公共交通の関係ですが、これにつきましても今御答弁いただいた内容で大変よく分かりました。これでいいと思います。

そして健康こども課の児童手当費の関係なんですが、2,300人というのかなりの人数だと思いますけれども、補正で上げた金額で大体賄える形なのではないでしょうか。その点だけお願いします。

議長
健康こども
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

佐藤議員の御質問にお答えいたします。

今回補正予算を計上しておりますものにつきましては、制度改正後の10月分の支給分からになりますので、10月・11月・12月・1月分の4か月分の児童手当という形になります。

ですので、その分で対象がこのぐらい増えて、それから第3子加算の人が全年齢となりますので、それでさらに1万5,000円が3万円になるということで、それらの数を積み上げていき、約5,500万の児童手当の扶助費とさせてもらっておりますので、不足がないような形で予算を計上しております。以上です。

議長
4番議員

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

4番、平川勇君。

(平 川 勇 君) 平川です。

18ページ、10款2項1目学校管理費の飯田第2放課後児童クラ

議長
学校教育
課長

ブの新規開所によるエアコン整備がありますが、これは会議室等の移動と内容を聞いているのですが、放課後児童クラブが詳しくないので申し訳ないのですが、全教室にエアコンがついていますよ、この放課後児童クラブの利用に関して、エアコンの付いた空室を利用するのではなくて、会議室の移動というのと、どう関係あって3,200千円という金額出ているのかなということ。

それからあと一つ、10款6項3目の文化振興費ですが、台湾台北市で国際茶業博覧会で鈴木藤三郎さんの文化特別展をやっていますが、藤三郎さん一人だけなのか。

昨年、時の人でした藤江勝太郎さんはどうなっているのかお伺いしたいです。

（吉 筋 恵 治 君）学校教育課長。

（塩澤由記弥 君）学校教育課長です。

ただいまの平川議員の御質問にお答えいたします。

説明書18ページ、10款2項1目事業コード0003小学校施設整備費に関する空調設置施設工事についての御質問でございます。

先ほどからお話に出ておりますように、飯田小学校に放課後児童クラブを新設するという計画がございます。

場所としては、飯田小学校の南から正面に向かいまして昇降口がございますが、それから東側、プール側の一番隅の現在会議室で使われている教室を放課後児童クラブとする計画でございます。

したがいまして今までの会議室をどこかに移す必要がございますが、学校で今後の利用を検討する中で、今まで地域の学校運営協議会でありますとか学校の中の利用だけではなく広くいろいろな人が利用する会議室でありますので、1階の隣の部屋、今2年1組の教室ですけれども、そこに置くのが一番理想的であるというような協議が整いまして、従いまして2年1組の教室を2階に上げる、2階にある4年1組の教室を3階に上げる、3階の構成を現在イングリッシュルーム、英語活動で使っている教室があり

議長
社会教育
課長

ますが、その教室を同じ3階にあるパソコン室での活動に振り替えるというようなことで結果として、児童クラブを1階に作ることによって、隣に会議室は設けるのですけども、教室が順繰りに押せ押せになって、パソコン室の整備も必要になるというようなことでございます。

そのような教室の移動に伴いまして、現在学習室、エアコンが入っていない部屋、いなほという部屋が3階にありますが、その教室とパソコン室、こちらはかなり旧型の古いエアコンが入っておりまして、ほかの学校でももう故障が目立つような買い替えをしているような状況のエアコンが入っている部屋がありますので、結果といたしまして、その二つの教室のエアコンを増設するという計画でございます。それにかかる費用が3,200千円というような内容でございます。以上です。

(吉 筋 恵 治 君) 社会教育課長。

(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

平川議員の二つ目の御質問にお答えします。

10款6項3目0001文化振興総務経費1,006千円についての御質問です。

国際茶業博覧会や鈴木藤三郎特別展での活用ということであるが、藤江勝太郎についてはどうかといった質問だったかと思います。

ここで改めて補正の内容を説明させていただきます。

台湾で活躍した森町の偉人鈴木藤三郎氏と藤江勝太郎氏を台湾をはじめとする国外でも紹介できるよう日本語、台湾語、英語の3か国語のチラシを作成して活用していくものになっております。

具体的には令和5年度の事業で森町の偉人PR動画を作成しましたので、その動画に台湾語と英語のテロップを追加する予定です。

また昨年度、藤江勝太郎氏のリーフレットも作成しております。

以前から使用しております鈴木藤三郎氏のリーフレットもございますので、それぞれのリーフレットの内容を用いて二人を紹介するチラシを作成します。

そのチラシに3か国語の翻訳を入れるほか、動画のQRコードを貼付して、PR動画へと誘導するものでございます。

予算の内訳を申し上げますと、報償金、台湾語訳監修謝金10千円につきましては、今回の翻訳は印刷業者に手配していただくことを予定しておりますので、台湾語について台湾茶や藤江勝太郎氏の研究者であります樺島彩波さんに翻訳のチェックをお願いすることを想定しております。その際の謝礼として計上しております。

それから、印刷製本費310千円につきましては、鈴木藤三郎氏・藤江勝太郎氏を紹介するチラシをそれぞれ5,000部作成する費用で台湾語と英語の翻訳費用を含んだ金額となっております。

手数料、森町の偉人PR動画翻訳等手数料686千円につきましては、テロップの翻訳をチラシの作成業者をお願いするために発生する手数料が台湾語、英語合わせて30万1,000円、動画にテロップを入れる作業の手数料が38万5,000円となっております。

チラシにつきましては、提案理由で説明がありましたとおり本年11月に台湾台北市で開催されます国際茶業博覧会での配布、また11月から来年5月まで台湾糖業博物館において、鈴木藤三郎特別展開催の情報をいただいておりますので、そこでの配布を見込んでおります。

また台湾には二人に関連する施設がございますので、そういった場所での活用も検討しているところであります。

ですので、藤江勝太郎氏の紹介も併せて行っていく予定です。以上です。

(吉 筋 恵 治 君) 4 番、平川勇君。

(平 川 勇 君) よく分かりました。

そうしますと、最初の学校教育課のエアコン新設に関しては、

議 長
4 番議員

	新設 1、取り替え 1 という 2 台でよろしいわけですね。
	あと一点、先ほど偉人 P R 動画、これが台湾糖業博物館、糖というと氷砂糖の鈴木藤三郎が出てくると思いますが、偉人 P R 動画展にも藤江勝太郎さんのものも入っていますという理解でよろしいのでしょうか。
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 社会教育課長。
社会教育	(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。
課 長	台湾糖業博物館での展示会につきましては、鈴木藤三郎特別展となりますので、同氏を主に紹介していく予定です。以上です。
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 4 番、平川勇君。
4 番議員	(平 川 勇 君) 言葉尻を取るわけじゃないですが、鈴木藤三郎さんを主にとということになるということ、藤江勝太郎さんも入るのという疑問になりますけど、藤三郎のみですか。
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。
町 長	(太 田 康 雄 君) 台湾糖業博物館における鈴木藤三郎文化特別展に関する御質問でございますけど、この事業につきましては、町が直接関わっている事業ではございませんので、詳細まではお答えできません。
	です。ので鈴木藤三郎氏を中心にとすることは間違いありませんが、そこで主催者が藤江勝太郎氏を取り上げるかどうかということについては、町としては把握をしております。
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。
	6 番、岡戸章夫君。
6 番議員	(岡 戸 章 夫 君) 6 番、岡戸です。
	12 ページ、福祉課の先ほどもちょっと説明ありましたけれども、介護サービス提供体制整備促進事業費補助金です。
	愛光園さんへの介護ロボットの導入ということでもあります。
	僕の認識が違ってたらまた御指摘ください。
	これは多分、令和 3 年に介護ロボットのニーズ・シーズマッチング支援事業からスタートした事業かなと思っています。

愛光園さんは以前もこのロボット導入されたと思うのですけれども、今回２回目の申請かなと思っております。

ということは当然前回入れたのが非常に好評であった、良かったということで、さらにということで今回も事業をこれを進めているのかなと思います。

一つ目の質問は、この愛光園に入れたシステムがほかの介護施設さんとも共有、情報交換みたいな形で愛光園さんで入れたけど、ほかの施設でもどうですかのような情報共有はされているのかお伺いします。

議 長
福祉課長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）福祉課長。

（ 小澤貴代美 君 ）福祉課長です。

ただいまの岡戸議員の御質問にお答えいたします。

この導入を予定するシステムを、前回も導入していると思うが、他の介護施設への情報共有があるかというところだと思います。

介護施設等がそれぞれの情報を共有する場を設けてはおりませんが、福祉課介護保険係がパイプ役になって、情報共有することがございますので、そういった面での提供も可能かと思ひますし、居宅で通所介護をしている事業所については、町の中で自発的につながる会として数か月ごとに会合を持ち、それぞれの課題共有とかをしているところがございますので、そういったところでも話題に上がれば対象になるかなと思っております。

御質問前の愛光園さん、前回もやってるのではというところになります。お見込みのとおり、令和４年度に本体の一宮の地域密着型部分を町の補助で完成させており、今回同じく地域密着型、愛光園天宮サテライトの部分を実施していく予定ということになっております。以上です。

議 長
６番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ）６番、岡戸章夫君。

（ 岡 戸 章 夫 君 ）この財源ですけれども、県の補助事業ということで県から全額出るということで、もし利用されたいという事業者があれば積極的に紹介して進めていくべきかなとは思っ

議 長
福祉課長

てます。

もちろんその介護サービス施設の状況や事業内容によって、こういったものは必ずうちでも使えるかというところはあるかと思っています。

この県の補助事業ですけれども、申請すれば割とすぐ通るのか、ある程度順番待ちで、今回も導入できたとか、そういったところの事情があればお伺いしたいのと、先に言いましたように、他の介護施設でもこういった制度をどんどん使っていていただいて環境を整えていくべきではないかなというところ、その二つをお願いします。

(吉 筋 恵 治 君) 福祉課長。

(小澤貴代美 君) 福祉課長です。

岡戸議員の再質問にお答えいたします。

県の助成制度についてアピールを各事業者にもということだと思いますが、県のこの制度について、町からの情報提供については今回補正をお願いをしているとおり、地域密着型部分のみになっておりまして、このことについては県から情報をいただいた中で介護保険の担当から各事業所に全て希望があるかどうかというのをお示しさせていただいておりますので、制度についての周知はできているかと思っております。

ただこの制度につきましても、単にこういった現在のデジタル化といいますか、システムを導入することのみを推奨するものではなく、こういった介護施設が新設されてから10年以上経過した中で、いろいろなところも補修が必要だというところでそういった大規模改修を兼ね、こういった介護ロボット、ICT化をする場合に、補助金を充てますという制度になっておりますので、愛光園さんのようなところになりますと、やはり施設も大きいものですから大規模改修をしつつ、導入というところには合致してくるのですが、町の中を見ても、ほかの施設はやはり小規模のところが多いものですから、なかなか条件に合致したり、自己

資金も出していかなければいけない部分がありますので、そういった点ではなかなかこれを選択する事業者さんも多くはないのかなと思います。

それと県の10分の10の制度なのでもっと使っていけばいいのではというところで、県で希望がたくさんで待ちの状態なのかというところですが、県の申請受付状況をここでは把握してはおりませんが、今回の愛光園天宮サテライトの導入計画につきましては、前年12月に県からこういった制度の紹介があり、町内の事業者さんに御紹介をさせていただいたところで希望を確認していたところですが、すぐに県の締切ではなく、愛光園さんでもしばらく検討されて最終的には2月にやはり手上げしますというお答えをいただいて、県に3月の期限までに御報告させていただいているところを見ますと、殺到して順番待ちという状態とは言い難いかなという感覚を課として持っております。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

10番、中根幸男君。

10番議員

(中 根 幸 男 君) 10番、中根幸男でございます。

二点質問させていただきます。

初めに9・10ページ、2款1項10目情報管理費、標準化・共通化システム整備委託料35,323千円ですが、これについては、全額補助を受けて政府が進めるガバメントクラウド接続のためのネットワーク構築ということでありますけれども、そのシステム整備の具体的な内容と今後、令和7年度までの計画はどのようなになっているか伺います。

それからもう一点、19・20ページ、11款1項2目林道災害復旧費、現年発生林道補助災害復旧工事292,000千円です。

これは本年2月の豪雨により被災した林道明ヶ島線と大尾大日山線の2路線ということですが、場所と事業の内容について伺いたいと思います。以上二点、お願いします。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

総務課長

(平田章浩 君) 総務課長です。

中根幸男議員の一つ目の質問にお答えをさせていただきます。

2款1項10目情報管理費の標準化・共通化システム整備委託料でございますけども、これについては令和6年度当初予算でもって72,492千円お認めをいただいております。

それにつきましては、ガバメントクラウドに移行するために国が標準化・共通化の仕様書を作っておりますので、それに合うようにシステムを変更・修正するといったものを当初予算でお認めていただいております。

町の当初の計画ですと、それを令和7年度にガバメントクラウドに移行する予定でいました。

今回の36,118千円でございますけども、先行自治体の標準化・共通化したシステムのガバメントクラウドへの移行がスムーズに進んでいないというような情報がございまして、森町の当初の計画ですと令和7年度末にガバメントクラウドに移行することが難しいということで判断をさせていただいてきまして、補正予算で36,118千円を入れさせていただきました。

この36,118千円の内容につきましては、先ほど言いました当初予算のもので、既存のシステムの標準化・共通化を図っております。

今回の36,118千円につきましては、ガバメントクラウドに移行していくわけですが、ガバメントクラウドに移行するのは令和7年からということで、ガバメントクラウドに移行する準備を今年度補正予算ですということございまして、ガバメントクラウドに接続するためのネットワークの構築について今年度1月末までに実施し、ベンダーによるテストを2月・3月で行い、ガバメントクラウド接続を今年度末までにできるようにしておく。

令和7年度中にやる予定だったものが先行自治体の遅れを見て森町が乗り遅れるというようなリスクがあるということで、前倒しをしましてこの36,118千円を予算化したいと、内容がガバメン

議 長
産業課長

トクラウドへ接続するためのネットワーク構築、ガバメントクラウドに移行するテストを今年度前倒しで実施をするといったものでございます。

移行につきましては、来年度実施をしていくということで考えております。内容は以上です。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 産業課長。

（ 栗 田 俊 助 君 ） 産業課長です。

中根議員の二つ目の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

11款 1 項 2 目林道災害復旧費0002現年発生林道補助災害復旧事業でございます。

その中の大尾大日山線と明ヶ島線の御質問でございます。

まず場所につきまして明ヶ島線から申し上げますと、亀久保の棕地から明ヶ島のキャンプ場の方へ向かいます。

明ヶ島のキャンプ場から2キロメートルほど行ったところが明ヶ島線の起点となります。

被災箇所につきましては起点から約2.2キロメートルいったところが被災の場所になります。

また被災の場所から上って奥に800メートルほど行くと、そこがタイラ沢の滝の入口となる場所で、タイラ沢から下に下って800メートルぐらいのところが被災箇所になります。

明ヶ島線の主な工事といたしましては、令和4年台風15号の災害のときに一度同様の場所が被災してございます。

その場所が今回2月の大雨によりまして、再度被災をしてしまったという形になります。

工事延長につきましては約84メートル、法面の高さにつきましては23メートルが崩れ落ちてしまったというところでございます。

工事の内容につきましては、補強土壁工事で道を元の状態に戻すということでございます。

今回の被災につきましては補強土壁が約10メートル前後、約19平米の補強土壁を行うということでございます。

補強土壁につきましては、起点側が約7段ほど被災しまして、7段で大体重ねていくわけなんです、約4メートルぐらいの補強土壁になります。

また終点側ですけども、少し大きく崩れたものですから、14段積み上げる補強土壁になりまして、14段で6メートルぐらいの補強土壁を行うというような形でございます。

合わせますと約20平米ぐらいの補強土壁の面積になります。

それから法面が崩れてしまったものですからその場所につきましては、簡易吹付法枠ということで1.5メートルの正方形のコンクリートの枠を作って、法面を保護するということでその中の1.5メートル四方の中に植栽を入れて法面を保つというようなものでございます。法面保護につきましてはそういった工法で直していくということでございます。

そちらにつきましては、約1,100平米前後の簡易吹付法枠工が施工するという予定でございます。

主に工事の内容といたしましてはそんな形でございます。

続きまして大尾大日山線でございますけども、大鳥居の蔵雲橋が起点になります。

大鳥居の蔵雲橋から元の焼却場が上がっていきまして、その後掛川地内を通りまして起点から約15.2キロメートルぐらい行った場所の嵯塚地内になります。場所につきましてはそちらの場所になります。

大尾大日山線の工事につきましては延長約100メートル前後、法面の高さにつきましては約50メートルの法面が崩れてしまいましたので、その法面を復旧をしていくということでございます。

こちらにつきましても先ほどと同様に道の部分につきましては補強土壁ということで、道を元の状態に戻していくということになります。

補強土壁につきましては約34メートルの補強土壁の部分がございます。

34メートルにつきましても2か所になりますので、1か所が13メートル、もう1か所が21メートルということで、補強土壁の高さにつきましては、2段積み上げるというような工事になります。

それから法面ですが、先ほどと同様に簡易吹付法枠ということで明ヶ島線と同じような形で法面の工事をしていくということで、面積につきましては約3,800平米ぐらい、こちらにつきましては結構大きく崩れておりますので、そちらを法枠工で吹付をしていくということでございます。

また明ヶ島線も大尾大日山線もそうでございますが、山が崩れている場所につきましては、ロッククライミングマシーンということで木にワイヤーをつけて、バックホウが登って行って、上から順番に落ちてきた土砂を降ろしていくというような形で作業をしていくと今のところは考えております。以上でございます。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) ここでしばらく休憩します。

(午前11時40分 ～ 午前11時45分 休憩)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

10番、中根幸男君。

10番議員

(中 根 幸 男 君) 再質問をさせていただきます。

初めにガバメントクラウドです。

これはこれまで各自治体が独自で開発、運用してきたシステムを統一するということで大変良いことと思いますけれども、具体的にどのような効果が期待できるか伺いたいと思います。

それから林道の関係ですけれども、明ヶ島線・大尾大日山線とも法面の補強を行っていくと。その工法が補強土壁と伺いましたがけれども、砕石等ではなくて土壁、ふとんかごのようなものの積み上げをちょっとイメージをしたのですが、ちょっとその辺の工法、強度がそれで出るのかどうか、その点だけ伺いたいと思います。

議 長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

中根幸男議員の一つ目の再質問にお答えをさせていただきます。

今までですと各自治体が独自のシステムを開発をして運用をしていたというようなことがございます。

この標準化・共通化システムでありますと、自治体ごとに開発するということではなく、国が仕様書を示してそれに合わせるようなシステム開発をするということでございますので、それぞれの重複投資を省くことができますので、森町も現在より安価なシステム改修費用で済むといったことが考えられます。

職員についても少ない労働力で分かち合い、従来の半分の職員数で自治体として本来担うべき機能が発揮できると、これはかなり将来的なことになりますけども、そういったことも期待できるといったところでございます。以上です。

議 長
産業課長

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

中根議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私の説明が悪かったと思いますけども、まず法面の復旧につきましては先ほど言いましたとおり、簡易吹付法枠工ということで、法枠で法面を直していく形になります。

それから補強土壁につきましては、こちらについては法面に補強土壁をするということではなくて、現在の道の部分が一部被災してちょっと崩れてしまっているものですから、大尾大日山線につきましては、道が少し崩れた部分がありますので、そこは追加で2段の補強土壁を積んで道を元の状態に戻すということでございます。林道につきましてはほぼ補強土壁で積み上げた形で林道の道を作っておりますので、強度につきましては十分耐えられるものだと思っております。以上でございます。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 11番、西田彰君。

11番議員

(西 田 彰 君) 二点伺います。

今中根幸男議員が聞きましたガバメントクラウドの問題ですけども、スケジュール遅延の状況というのはやはりセキュリティの課題があったのではないかと思います。

不正アクセス、設定ミス、内部不正、マルウェア、不正なメールの添付ファイル、ウェブダウンロードを通じて悪意あるソフトウェアがシステムに侵入してデータを盗むなどの課題が挙げられています。

その辺大丈夫なのかどうか、それをまずお聞きします。

もう一点は、13・14ページにおける予防費、4款1項2目新型コロナウイルスの予防接種ですが、今回65歳以上、又は疾患のある人ということで、これは個人負担はなしということでもいいのか。

もし負担があるなら一部負担なのか、そしてコロナがまん延しているときは、数ヶ月に1回目、2回目、3回目を打つとやっていましたけども、それはどうなるのか。1回で終わるのか、2回目もあるのか、その点をお聞きします。

議 長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

西田議員の一つ目の質問にお答えをさせていただきます。

先行自治体ガバメントクラウドの課題、遅延が発生した理由はということでございますけども、これについては業者からお聞きしているのは先行自治体のガバメントクラウド接続における課題が発生をしたということでございまして、セキュリティということではないと理解しております。

ガバメントクラウドに移行した後のセキュリティの問題については大丈夫なのかといった質問でございますけども、こちらとしましてはセキュリティに問題がないように対応していきたいと考えておりますし、国にもそういうことがないようにということで、機会がありましたときにはこちらでもそう発言をしていきたいと思っております。以上です。

議 長
健康こども
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

西田議員の二つ目の御質問にお答えいたします。

13・14ページ4款1項2目の予防費予防接種事業費のコロナウイルス定期予防接種でございます。

個人負担につきましては、今回一人3,200円を想定しております。

これにつきましては、ワクチン接種費用の単価がかなり高いことから個人負担3,200円と決めております。

それから以前のように2回目があるかとのことでございますが、この予防接種につきましては、年1回という形で決められております。

主に重症化予防としての接種ですので1回という形になります。以上です。

議 長
11番議員

(吉 筋 恵 治 君) 11番、西田彰君。

(西 田 彰 君) ガバメントクラウドの関係ですけど、標準化、統一するということで、町民の個人情報や行政の情報も統一されていくということになると、相当慎重に接続していかなければいけないと思います。

その辺これでいくと、前倒ししてやるという対応が必要だと言ってますけど、それで本当にいいのかなと思いますが、大丈夫でしょうか。

議 長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

西田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

当初予算の段階ですと、もう少しギリギリのスケジュールで設定をしていたと。

先ほどから言っております接続における課題が発生しているということで前倒しをさせていただきたいというものでございます。

町としましても、それだけ慎重にしっかり取り組むために時間をいただいて対応していきたいということでございます。

ガバメントクラウドに入る内容が個人情報等々非常にたくさん含んでいるというのは承知してまして、こちらでも慎重に対応するために当初で考えていたよりも時間をいただきたいということで、すので御理解をお願いをしたいと思います。以上です。

議長

(吉 筋 恵 治 君) ここでしばらく休憩します。

(午前 1 1 時 5 2 分 ～ 午後 1 時 1 0 分 休憩)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

他に質疑はありませんか。

1 番、増田恭子君。

1 番議員

(増 田 恭 子 君) 増田です。

二点お願いします。

まずは説明書13・14ページ、3款2項4目児童福祉施設費の0002子育て支援施設費の15,601千円のところです。

この中の委託料で包括業務委託料（放課後児童クラブ）ということで10,700千円の予算が上がっておりますけれども、これが先ほどから質疑があります飯田第2放課後児童クラブを作るためのということだと思われましてけれども、包括業務委託なので求人とか採用とかというのは、その委託先の業者がやってくださることだと思います。

この飯田第2放課後児童クラブを作ることに当たって、放課後児童クラブの支援員や補助員の人数が増えていくのではないかと思いますけれども、こちらは何人ぐらい増える予定としているかを伺います。

二点目になります。

説明書17・18ページ、10款6項3目文化振興費のところです。

先ほどからこちらでも質疑がありますが、3か国語の入ったチラシを作成することと今まで作っていたPR動画にも台湾語と英語もということでしたけれども、これは台湾で行われるイベントで

議 長
健康こども
課 長

活用してもらうために作っていくということだったと思われますが、森町内で町民や観光に来られる人が、このチラシを見たりとかP Rの動画を見たりとか、何か考えてることがあったら教えていただきたいです。

以上二点お願いします。

(吉 筋 恵 治 君) 健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

増田議員の御質問にお答えいたします。

13・14ページ、3款2項4目の子育て支援施設費の放課後児童クラブの包括業務委託料のところでございます。

これにつきましては、飯田放課後児童クラブの支援員及び補助員の人件費等を見込んでおりますけども、一単位の中で支援員及び補助員を常時二人置かなければならないと決められておりますので、交代の要員を含めまして、4人の増員を見込んでいるところでございます。以上です。

議 長
社会教育
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 社会教育課長。

(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

増田議員の御質問にお答えします。

10款6項3目0001文化振興総務経費に関する御質問です。

まず、チラシや動画を町内ではどのように活用していくかということですが、まずP R動画について少し説明させていただきます。

森町の偉人P R動画は、令和5年6月議会において補正予算をお認めいただきましたので、その後製作に取りかかり、森町の偉人シリーズその1が鈴木藤三郎、その2が藤江勝太郎ということで、3月末に納品されております。

しかしながら鈴木藤三郎編に一部映像とナレーションにずれが見つかり、ただいま業者においてナレーションの一部取り直しなどの修正作業を行っていたところであります。

まもなくその修正作業が完了しますので、近いうちにホームペ

ージ等で紹介していきたいと考えております。

また、この後発行される広報もりまちにも、QRコードを貼付して、掲載していく形で町民の皆様には御覧いただけるようにさせていただきたいと考えております。

なお、鈴木藤三郎編が17分、藤江勝太郎編が14分程度の動画となっております。

チラシですが、今回5,000部を予定しておりますが、そのうち1,000部程度は資料館等において町内にいらっしゃる外国人にも御覧いただけるようにしたいとは考えております。

また、鈴木藤三郎、藤江勝太郎ともにリーフレットがございますので、そういったものも併せて紹介していきたいと考えております。以上です。

議 長
1 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 1 番、増田恭子君。

(増 田 恭 子 君) 再質問をさせていただきます。

包括業務委託料ですけれども、今4人の増員を見込んでいるということで答弁いただきました。

こちらの金額の10,700千円は多分人件費が主だと思いますけれども、それ以外に何か金額の中に含まれるものがあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

それと、文化振興総務経費ですけれども、こちらホームページ等で町民も見れるようにPR動画をしていくということで、そこは分かりました。

あとチラシを作成して1,000部ぐらいは森町内でということですから、このチラシが出来上がる時期がいつぐらいになるかというのをお伺いしたいです。

議 長
健康こども
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

増田議員の再質問の一つ目についてお答えいたします。

包括業務委託料の中で、人件費以外何があるのかということでございますけれども、ほぼ人件費が占めているところでございます

議長
社会教育
課長

が、それ以外に採用に係る費用というところが一つあります。

それから、会社の中での運営事業の運営管理費というところもある程度の金額がございまして、主にはその二点が人件費以外にあるという形になります。以上です。

(吉 筋 恵 治 君) 社会教育課長。

(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

増田議員の再質問にお答えします。

チラシの完成時期はという御質問ですが、予算が認められましたら早速取りかからせていただきます。

リーフレットの内容を用いて作成しますので、新たに内容を吟味してということではございませんので、あとは業者さんをお願いする翻訳がどのくらいかかるか、そういったところを踏まえまして、こちらのチラシにつきましては11月に行われる台湾のイベントで活用するものですので、9月から10月くらいには完成させて、お届けできるようにしたいと考えております。以上です。

議長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

2番、清水健一君。

2番議員

(清 水 健 一 君) 清水でございます。

私から二点、重複する部分が多いのかもしれませんが、お伺いをしたいと思います。

説明書10ページの下段、地域タクシー実証運行業務委託料というところで、そもそもこういう実証運行をやるときに、このタクシーというのは、例えば森町の一宮とかその近くにいるのか、もしくはその営業所にいるのかということです。

実は僕もタクシーを平日に何回か呼ぶのですが、なかなか来ていただけないという今までの経験があって、であれば例えば実証運行をやるときに、登録者が電話をして、例えば役場とか必要なところに行こうと思っても、なかなか来てくれないのはいいか、それも一つの現実ですということでデータとして出るのかかもしれませんけども、タクシーがどこにあるのかというのと専用

車両になるのかということ、それから例えばスーパーというのが入ってるかどうか知りませんが、閉店時間とかあるじゃないですか、それはタクシー主導の時間なのか、ニーズに合わせて対応いただけるのかということ、これからひょっとしたら細かいことをいっぱい決めていくことになると思うので、まだそれをこれから決めていくのであれば、そういうことも加味していただきたいなということが一点。

それから二点目は、17・18ページの下段、社会教育課の文化振興総務費です。

この部分については、あくまでも文化振興とっているので、観光と結びつけてはいけないのかもしれませんが、3か国語というパンフレット、例えば台湾のインバウンドで調べると、ほとんどが大陸の人、日本人、香港マカオの人、その次に韓国人で、アメリカ人と2018年のデータにはそう載ってました。

そうすると、そこの記念館みたいところに中国語、台湾語ですから中国語に似ているのでそれは分かるでしょう、英語分かるでしょう、日本語分かるでしょう。

韓国の人もたくさん来る予定、予定と言ったらおかしいかもしれないが、そのイベントのときはいないかもしれませんがそれ以降に来るかもしれないので、それも含めて考慮があったのかなということをお伺いをします。

ただこれはあくまでも観光ではないので、そうではないということであれば、それはそういう答弁でも結構でございます。以上です。

議長
政策企画
課長

（吉 筋 恵 治 君）政策企画課長。

（森 下 友 幸 君）政策企画課長です。

清水議員の御質問にお答えします。

地域タクシー実証運行について、タクシー会社に委託するわけですがどこから配車されるのかということですが、この地域タクシー実証運行の仕組みとしましてこちらで今考えてる内容です

議 長
社会教育
課 長

と、平日の月曜日から金曜日の８時半から15時30分までの間で、祝日や年末年始等は運休するので、民間タクシーが比較的空いてる時間に設定するということです。

利用方法ですけれども、利用希望時間の１時間前までに電話予約、こちらについてはタクシー会社さんで７時から17時まで受け付けてくれるということです。

基本、袋井市内の業者さんをお願いすることになりますので、そちらからの配車ということになりますが、タクシー会社の中での配車の状況でどこから来るかというのは決まっていはいないということになります。

それから専用車両かということだったのですが、隣の袋井でやっているデマンドタクシーというのがありますが、そちらは借り上げでやっていますが、こちらについては専用車両を確保するわけではなくて、そのタクシー会社さんで空いてる車両を予約があった段階で配車してもらうということになってまして、確保するというわけではありません。

それから時間については、先ほど言いましたように、８時半から15時30分までの間ということなので、指定目的地で設定されている営業時間に合わせた運行ということではなくて、この地域タクシー実証運行で設定された時間の範囲内で運行するということを考えております。以上です。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 社会教育課長。

（ 三澤由紀子 君 ） 社会教育課長です。

清水議員の御質問にお答えします。

文化振興総務経費の関係でございますが、３か国語以外の国の言語に対する考慮があったのかといった御質問だったかと思えます。

まずこちらの翻訳をするにあたっては、台湾で活躍された二人の紹介ということですので、まずは台湾の人にこの功績等を知っていただきたいという目的がございます。

英語につきましては共通言語でもありますので、それ以外の人については英語を理解できればそちらで功績を知っていただければというところで、日本語も合わせて3か国語とさせていただいております。以上です。

議長
2番議員

(吉 筋 恵 治 君) 2番、清水健一君。

(清 水 健 一 君) パンフレット等につきましては了解しました。

タクシーについて、もう一つ。

これからいろいろ決めていかなければいけないので、最初から当てつけとかどンドン突っ込んでもう無理だと思いましたが、例えば実証運行をやっているときに、課題や問題がある程度クリアになったときに、タクシー会社さんと交渉するというのはおかしいですけど、例えばこういうニーズがいっぱいあるのだけでも、変更することが可能ですかとかというような交渉というのは、残しているのでしょうか。

議長
政策企画
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 政策企画課長。

(森 下 友 幸 君) 政策企画課長です。

清水議員の御質問にお答えします。

この運行の大枠については今のところ、この前の全員協議会でお示したような枠組みで考えておりますけれども、特に指定目的地については、かなり限定させていただいてます。

今後行う地域説明会や利用者から新たに指定目的地を加えてほしいというような要望があった場合には、需要があるものであるということが確認できれば、タクシー会社さんと交渉しまして、適宜追加・変更等を行う予定であります。以上です。

議長
7番議員

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

7番、加藤久幸君。

(加 藤 久 幸 君) 7番、加藤でございます。

二点ほどお伺いしたいと思います。

説明書13・14ページ、3款2項4目児童福祉施設費の諸備品購

議 長
健康こども
課 長

入費、これは施設の整備費分かと思いますが、その内訳を教えてください。

もう一点ですが、17・18ページ、10款2項1目学校管理費、飯田第2放課後児童クラブの新規開所によるエアコン設置、先ほど2台分ということでしたけども、今の会議室を飯田第2児童クラブにするということで、複雑に教室を動かす。パソコン室をEルーム、それから3階の現在のいなほを4年1組等複雑な動きがありますけども、もっと簡単に移動というのはできないのですか。

そこら辺をお伺いをしたいと思います。

(吉 筋 恵 治 君) 健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

加藤議員の御質問にお答えいたします。

13・14ページ、3款2項4目の児童福祉施設費です。

放課後児童クラブの関係で諸備品購入費の内訳ということでございました。

これにつきましてはテレビ1台、冷蔵庫1台、空気清浄機2台、児童用ロッカー3台、キャビネット1台、職員用ロッカー1台、児童の靴箱2台という形で諸備品購入費を考えております。以上です。

議 長
学校教育
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

加藤議員の二つ目の御質問でございます。

説明書18ページ、小学校施設整備費の飯田小学校エアコン設置に係る事業についてでございます。

会議室を設置するのにシンプルに移動はできないかということでございます。

この件に関しまして、学校の利用状況を基に学校と協議をしております。

単純に考えますと、今使える教室であるとか部屋を会議室に変更するということです、例えばパソコン室に会議室を設ける

ということでしたら、非常に簡単な話ですけども、今の飯田小学校での使い方を見ておりますと、1・2年生が1階、3・4年生が2階、5・6年生が3階という発達段階に応じてそれぞれブロックで教育をしております。

さらに特別教室も、それぞれの階数ごとに設置しているというような使い方をしておりますので、新たな会議室を1階に設けるということは、今までの使い方の流れの中で設置する必要がございますので、会議室だけポンと3階へというよりも、一つずつ使い方をずらしながら、今までの使い方を踏襲した上で使っていきたいというようなことでこのような教室配置を検討させていただいております。以上です。

議長
7番議員

(吉 筋 恵 治 君) 7番、加藤久幸君。

(加 藤 久 幸 君) 諸備品等の購入について、詳細がよくわかりました。

それと当然ながら今の会議室が飯田第2児童クラブになるわけですけども、そこにはかなりの備品があります。

本棚や結構動かすのに大変なものの移動は教職員がやられるのか、今働き方改革を進めている中で、そのそういう費用がここに入ってきているのかということ。

会議室の使い方というのはよく分かりました。

当初、今の飯田放課後児童クラブがそもそも会議室でした。

なぜあそこにしたかというのは、さっきおっしゃられた地域の人に使っていただくために学校とは離れた方がいいだろうということであそこに設けたというだいぶ前の話ですけども、あの中にトイレも流し台もあるということで、学校とは切り離れた状態で地域の人が使えるような会議室として使っていたと私の記憶では思ってます。

その会議室が飯田第2放課後児童クラブになるということで、ここは多分トイレも流しもこの部屋にはないと思うのですが、その辺はどうされるのかということをお伺いします。

議 長
健康こども
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

加藤議員の再質問にお答えいたします。

まず今会議室にある鉄庫等の移動についてということでございますけども、確かに鉄庫がいくつかあってその移動をしないといけないってところで、その移動につきましては、その隣の部屋に会議室を設けるという形になりますので、隣の部屋に移動をする形になります。

移動の費用につきましては、この補正予算の中の修繕費3,000千円見込んでおりますけども、その中に雑工事といたしまして、移設に伴う費用を盛り込んでおります。

なので、重たい物の移動については職員が移動させるということではなく、こちらの修繕費用の中で業者さんにやっていただく形になります。

それからトイレと流しの関係でございますけども、今の会議室がある場所の北側にオープンスペースがございますけども、そのオープンスペースのところ、ちょうど会議室の前あたりに手洗い場がございます。

その手洗いを使用するという予定でおりまして、トイレにつきましては新しくトイレを作るとなりますと費用もかかりますし、これからこのクラブを例えば10年、20年使うかというところ、なかなかそのところまではいかないのかもしれないというところで、今ある施設の中で使えないかとを検討したところ、その手洗いのさらに向こう側にプールがありますが、プールのところのトイレがちょうど吐き出しから出たところにありますので、そのトイレを使うという形を今のところは考えております。以上です。

議 長
7 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 7 番、加藤久幸君。

(加 藤 久 幸 君) 移動のこともこの予算の中に入っているということが分かりました。

3 階のパソコン室も空にしなければいけないということです

が、そこには重たい机がたくさんありますが、それも予算の中に入っているのか、それともそれは学校でやるのかそこも教えていただければと思います。

それと、トイレが外のプールのトイレということでお聞きしましたけども、あそこは1回外に出てからトイレ行くわけですね。

私も使ったことがありますけども、あそこは軒下、屋根もないですから、雨の日にそのトイレを使用する場合はどうされるのか、その辺をお伺いします。

議長
学校教育
課長

(吉 筋 恵 治 君) 学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

ただいまの加藤議員の御質問にお答えいたします。

今パソコン室で使っているところをEルームとして利用する際の今ある机や施設の扱いについてです。

現在教室使っている机等と違いまして大きな机がございます。

学校の大事な備品でございますので、まずは学校での利用として必要なところに再利用するというのが前提です。

万一、利用がないということになりましたら、今回の事業に合わせて処分するというようなことで考えております。以上です。

議長
健康こども
課長

(吉 筋 恵 治 君) 健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

加藤議員の再質問にお答えいたします。

確かにトイレのところにつきましては、1回外に出まして屋根のないところで何歩か歩いて行くという形になります。

雨の日等の利用について、ちょっと利用しずらさもありますので、そこについては原則そのトイレを使うという形で考えておりまして、あまりにもひどい雨のときには、支援員等が付き添っていく形になるとか、あと履物等つきましても自分の靴をまた持ってきてという形になってしまうと大変なので、別の履物を準備するという必要かなと思っておりますし、状況に応じては、そのトイレではなく学校のトイレを使わせてもらうということ

議 長

も、もしかしたらあるかなと考えておりますが、そこにつきましては今後、学校と協議をしていきたいと考えております。

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

8 番、中根信一郎君。

8 番議員

(中根信一郎 君) 19・20ページで、二点お伺いをします。

10款 7 項 2 目の体育施設費の関係で、0001森町営グラウンドトイレ浄化槽改修工事ということで、新增改築ということで、トイレの浄化槽以外にこういった内容が含まれているのかお伺いをします。

それともう一点、その下の11款 1 項 1 目と 2 目についてですが、補助災害復旧事業と災害復旧工事ということで、その辺の区分けがこういった形で区分けをされてるのか参考に教えていただきたいということと、それと下の0002の補助災害復旧事業の工期的なもの、いつ頃を予定しているのか、これから雨季といいますか台風シーズンにも入っていく中で工事をやっていくのかいかないのか、年度末までというようなことであれば対処が可能なのかということをお伺いしたいのと、そこに関して立木補償金ということで500千円、立木に対して 1 本いくらか、それだけお伺いをしたいと思います。

議 長
社会教育
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 社会教育課長。

(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

中根信一郎議員の御質問にお答えします。

10款 7 項 2 目0001体育施設管理費についてでございます。

浄化槽の設置以外にこういった内容が含まれるかといった御質問でございますが、今回手数料・委託料・工事請負費を計上させていただいております。

工事請負費につきましては、令和 5 年度12月議会で補正予算をお認めいただいて、設計業務を行って算出した工事費について計上しているものでございます。順番が下からになりますが、まず污水处理装置維持管理清掃委託料98千円についてですが、既設浄

化槽処分に必要となる清掃、消毒作業にかかる委託料を計上しております。

今回、既設浄化槽につきましては、上部撤去、機械取出し、清掃、消毒、穴あけをして埋め戻す設計となっております。

それから浄化槽法定検査手数料15千円につきましては、浄化槽法第7条に基づき浄化槽使用開始後3か月から8か月の間に行う水質検査の費用となっております。以上です。

議長
産業課長

（吉 筋 恵 治 君）産業課長。

（栗 田 俊 助 君）産業課長です。

中根議員の御質問にお答えをさせていただきます。

19・20ページ、11款1項1目と2目の関係でございます。

最初に、補助と補助ではないというところですが、補助につきましては基本的には災害復旧工事で国の査定を受けて行うものについては、補助ということで載せさせていただいてございます。

11款1項2目0001の林道災害復旧工事でございますが、こちらにつきましては太田川ダムから奥に行きました不動沢線の橋りょうの下の橋台基礎の洗掘に伴う復旧工事ということで、県単の事業を使いまして整備をさせていただくということで、こちらについては県単をいただきますが、国のお金は入ってございませんので、その違いで補助という言葉がついてない言葉があるということで御理解をいただければと思います。

それからもう一点ですけれども、工期につきましては早めに工事を発注をしていきたいと考えてございますが、11款1項2目0002の下の特年発生林道補助災害復旧工事につきましては、大尾大日山線と林道明ヶ島線になります。

こちらにつきましては今の予定でいきますと、6月19日・20日に国の災害査定を予定をしておりますので、それが済んでからの発注となります。

また、大尾大日山線につきましては、被災した箇所が国有林というところの場所になりますので、災害査定終了後、国と協議を

してから発注になりますので、早めに発注したいと思います、
8月ぐらいからの工事が一番早くなるかと思います。

工期につきましては土量の関係もありますけども、年度末の予定ということで工事は進めさせていただきたいと思います。

また11款1項1目の過年発生農業用施設補助災害復旧工事につきましては、西俣のアクストの手前のところの護岸工事を県袋井土木事務所で発注をして工事を進めているわけですが、その工事をするところに電線がありまして、その撤去に今時間がかかっておりまして、その後工事が始まっていくということでございますので、その後、町の災害復旧に取りかかっていたいと思っております。

それから最後に立木の補償ですけども、先ほど言いましたように、大尾大日山線の工事にあたりまして、国有林内の工事になります。

その関係で伐採するものにつきましては伐採補償金ということで、お支払いをするような形になってございます。

その金額が500千円ということで、本数につきましては現在170本を想定をさせていただいてございます。

内訳につきましては杉が20パーセント、ヒノキが4パーセント、その他が76パーセントということで想定をしております。

単価につきましては補償費がそれぞれ異なっておりますので、合わせて500千円ということで計上をさせていただいております。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

議 長

(発言する者なし)

(吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第9、議案第55号「令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

（ 西 田 彰 君 ）国民健康保険の特別会計補正で一般会計からの繰り入れがありましたが、マイナ保険証の設定ということで、国から次々と対応を求められておりまして、担当課はじめ行政も大変な重しになっていると思います。

マイナ保険証移行に対して、現行の保険証存続を求める全国保険医連合会、保団連がパブリックコメントを募集したところ、全国から180万のコメントがあったと。

国はマイナ利用を促す医療機関には診療報酬を増やした。患者負担は増。

これは本当にどうなのかなと、町民の中でも不安を持っている人がいると思います。

マイナ保険証の一番の問題点は、オンラインでしか使えない。

現行の保険証には必要な情報は全て記載されています。

大災害が起こったときに、被災地のインフラダウンで必要なときに使えない。持ち歩きたくない情報を持ち歩くのと一体化させる矛盾。目的が違うものが整理されていない。さらに、健保や国保、公務員協会けんぽなどそれぞれ保険者がいるわけで、個別にデータを管理していますので、正確な維持管理が難しい。

制度の煩雑さと相まって、システム化が難しいと思われるようなことが言われています。

この問題点をどう考えるのでしょうか。

やはり行政、地方自治体としてもこんなに複雑な問題になっているものを、早急にやるというのはなかなか難しいと思うのですが、その辺行政側は国に何も言わないのか。その辺ちょっとお聞きします。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）住民生活課長。

住民生活

（ 鈴 木 知 寿 君 ）住民生活課長です。

課 長

西田議員からのマイナ保険証全般に係る質問ということで、そちらに対するお答えをさせていただきたいと思います。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化、こちらにつきましては、議員御指摘のとおり国の方針に基づいて令和6年12月2日からは従来の紙の保険証が廃止という形になっております。

これに変わりました、今マイナ保険証を持ちでない人、登録されていない人については、資格確認書ということで名称は変わりますけれども、従来の保険証と同じ記号番号、あるいは負担割合が書いたものというものを申請なしで発行するという形で、マイナ保険証を持っていらっしゃらない人でも、引き続き医療機関で受診ができるように国は考えているというところでございます。

それに沿って現在、住民生活課の担当が準備を進めているという状況でございます。

マイナ保険証に関しましては、議員御指摘のとおり、メリット・デメリットいろいろな点があるかと思えます。

そういった中で、マイナ保険証のメリットというものがございます。

例えば、より良い診療ができるといったところにつきましては、医療機関で受診した際に、本人が同意すれば自分の健康診断の結果あるいは医療情報、それから飲んでいる薬の情報なども病院が変わったとしても、その担当の医師にどんなものを飲んでいるかといったところも見ていただいて把握していただくことができます。本人ではどんなものを飲んでるかという薬の名前まではなかなか伝えられないといったところもあります。

また、そのほかにも限度額認定書を提示しなくても、マイナ保険証があれば一定額以上の負担はその場でしなくてもいいといったところ等々、メリットもございます。

逆に議員御指摘のとおり、いろいろな形のシステムがありますので、高齢者・障害者等では使いにくいといった御指摘もあります。

そういった諸々の声も総合的に判断しまして、住民生活課等でも国保連あるいは県西部地域広域会議等もあるものですから、そ

ういったときには住民のそういった声をその場で、担当課としてはお伝えをしているという状況でございます。

今後につきましても、やはり国がマイナ保険証を推進している、強制ではなく、任意ということになっておりますけれども、やはり町としては、先ほど伝えましたようなメリットを十分に広報、アピールしながら活用に向けて推進をしていきたいと考えております。以上です。

議長
11番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 11番、西田彰君。

（ 西 田 彰 君 ） それこそ提案理由説明のとおりとするならば安心して使えないから利用率が伸びないと。

利用登録は任意であって、解除手続きができるようにするというようなことも言われていますが、何かちぐはぐな対応のように思います。

一つ伺うのは、現行の保険証に必要な情報は全て記載されているというのは間違いないですか。

それから、大災害が起きてインフラがダウンしたときに使えないとなると、資格証明書は何か1年で更新、このままの国の方針でいくと資格証明書をなくすというような感じがするのですが、その辺は本当に私達は安心していれるのかどうかと思うのですけども。

議長
住民生活
課 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 住民生活課長。

（ 鈴 木 知 寿 君 ） 住民生活課長です。

西田議員の再質問についてお答えをいたします。

二点あったかと思います。

一点目の現行の保険証の機能がそのままということです。

こちらにつきましては様式・書式等も今ひな形の段階で確認をしております、保険証の情報がそのまま資格確認書のところには表示されていくといったものは確認をしております。

それから、大災害のときに本当に受診できるのかといったところの御心配かと思っておりますけれども、今年1月の能登地震も大きな

災害だったということで、被災をされた人もいらっしゃいます。

そういった中で、例えばそういう保険証とか持たない人、御自分の名前や住所は当然お伝えしていただくのですけれども、受診したり、医療機関や薬局そのほか必要となるいろいろな税の減免とかも受けることはできるということで、文面等も確認しておりますので、大災害のときにといった不安がありますけれども、そういったときにも保険証を持っていないと受診できないといったところの不安はないといったところで認識はしております。以上です。

議長
11番議員

(吉 筋 恵 治 君) 11番、西田彰君。

(西 田 彰 君) ある病院でマイナ保険証を持っていない人が受診しようとしたら、予約はしてあったのに後回しされてしまったと。

森町病院でそういうようなことは絶対起こってはいけないと思うのですが、大丈夫でしょうか。

それから、災害でダウンして使えないとなると、マイナ保険証を持っていたとしても不安ですよ。

資格証明書そのものは有効期間が1年でまた変えてくと言われてはいますが、それは間違いないですか。それが何回繰り返してできるのか。

議長
住民生活
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 住民生活課長。

(鈴 木 知 寿 君) 再度の西田議員からの御質問にお答えをいたします。

まず保険証の関係ですけれども、こちらにつきましてはマイナ保険証をお持ちでない人については、先ほど資格確認書というものを行政から皆さんに出すという形で説明をしました。

それから、マイナ保険証をお持ちの人につきましても、資格確認のお知らせといったもの、こちらにつきましては、A4の1枚で記号番号や負担割合が書いたものを発行します。

ですから、マイナ保険証を持っていられる人には資格情報

のお知らせというA4の紙1枚のもの、それから持っていらっしゃる人の中には資格確認書という今の保険証サイズのもの、こちらを全て発行するという形になります。

それでマイナ保険証を持っていらっしゃる人についても、お知らせというA4の紙1枚で発行します。

こちらにつきましてはなぜかといいますと、まだ全ての医療機関・薬局でマイナ保険証のカードリーダーに対応していないので、例えばマイナ保険証それだけ持っていたとしても、それを読み取るカードリーダーがない場合に、医療機関がこの人は2割なのか3割なのか分からないといったところもございますので、マイナ保険証持ってる人に対しても、全てその資格確認書、お知らせといったものをお渡しをして、それをマイナンバーカードとそのA4の紙1枚持っていていただければ、支障なく対応できるといったような形になっております。

いずれにしても、マイナ保険証を持ってる持っていなかった両面にわたって、支障がないように、今国で考えておりますのでその点は、やはり町民目線で必要なときに必要な受診、医療診療ができるような形で町としても進めていきたいと考えております。以上です。

議 長
病 院
事務局長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 病院事務局長。

（ 朝比奈直之 君 ） 病院事務局長です。

ただいま西田議員の再質問で、森町病院でマイナ保険証の人の順番等差別というか、区別がないようなことはないかという御質問がありましたので、私からお答えをさせていただきますが、現在病院それから家庭医療クリニック、それから歯科という形で、分けてカードリーダーを置きまして、マイナ保険証での受診も対応するという形は既に進めてそういう形になっております。

現在の状況を申し上げますと、病院でのマイナ保険証の利用率は5パーセント程度で推移しているという状況でなかなか伸びていない状況でございます。

議 長
住民生活
課 長

ただ国からも医療機関に対しまして、マイナ保険証の利用の促進という通達は何回も来ている状況でございまして、近隣の病院におきましても医療DX化、今後のマイナ保険証を使つての処方箋、電子処方箋といったところも今後言われておりますので、そういったところの対応も今後していくという形で考えております。

今言われました利用者の順番が遅くなるとか、そういったことは全くございません。

そこは受付をされた人から順番に、紙の保険証であってもマイナ保険証であっても平等に受け付けているという状況は、病院、家庭医療クリニック全て変わりませんので御安心いただければと思います。以上です。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 住民生活課長。

（ 鈴 木 知 寿 君 ） 住民生活課長です。

先ほど西田議員の中で答弁漏れがありましたので、説明をさせていただきます。

資格確認書の関係でございますけれども、こちらにつきましては、基本的には毎年度発行するという形になっております。

今年については、今年8月1日から7月31日までの1年間有効で使える保険証というものは、被保険者の皆さんには発行いたします。

ですから、12月2日廃止されてもすぐその場から使えなくなるということではありません。

実際12月2日から廃止となりますと、例えば社会保険から国保に移行してきた人とか、あるいは転入されてきた国保の人、そういった人に対して、新しく資格確認書なり、資格確認のお知らせといったものを発行するという形になります。

実質は皆さんの資格確認書あるいはお知らせの交付というのは、来年8月1日からということになりますので、その前の来年7月にそれぞれ送付をするという形で予定をしております。以上

です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） ここでしばらく休憩します。

（ 午後 2 時 9 分 ～ 午後 2 時 2 0 分 休憩 ）

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 休憩前に引き続き会議を再開します。

産業課長より発言を求められておりますので、これを許します。

産業課長。

産業課長

（ 栗 田 俊 助 君 ） 産業課長です。

先ほど中根信一郎議員の御質問で、訂正の御説明をさせていただきたいと思います。

議案第54号の一般会計補正予算（第4号）の関係、19・20ページです。

先ほど補助と補助でないものの違いという御質問に対しまして、県単補助でということでお話をさせていただきましたけれども、補助と書いてあるものにつきましては先ほど申し上げましたとおり国の補助金をもらいまして、災害復旧をしていくものでございます。

また11款1項2目の0002林道災害復旧工事、先ほど言いました林道不動沢線の関係ですが、こちらについては補助という名前が入ってございません。

そのときに県の補助をいただいて進めていきますということで申し上げましたけれども、今の段階では起債充当ということで一般でございます。

ただ今後、県とも協議をしていく中で県単の補助がもらえるように、今後県と協議をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 他に質疑はありませんか。

5 番、川岸和花子君。

5 番議員

（ 川 岸 和 花 子 君 ） 川岸です。

先ほどのマイナンバーカードの件でちょっと聞いていて分からなくなったので整理したいと思うのですが、私はマイナンバー

議 長
住民生活
課 長

カードを使ってマイナ保険証なりどんどん便利になっていくとい
いなと思っているのですが、それでもやはりマイナンバーカード
に反対してる人やよく分からない人が置いてきぼりということが
ないようにしていくのも大切だと思ってます。

その中でスケジュール的なものを確認したいのですけれども、
今年7月には、今までどおりの国民健康保険証が送られてくる。

そこにマイナンバーカードのナンバー下4桁が書いてあって、
確認することができる。

マイナンバーカードを取得していない人にはA4の紙が来る。

それは8月1日からの有効期間になるので来年7月31日までは
使える。

12月2日以降は発行しないのでそれ以降で、転出・転入や社保
から国保になるという人には発行はしない、ということだと思っ
たのですけれども。

とりあえず7月31日までは、今現在の形で誰でも持っていける
ということで、そのマイナ保険証とともに、記号番号が書かれた
ものも常に持っていて、移行でみんなが混乱してると思うので
すが、どういう状態かをタイムスケジュール的にもう1回言って
いただけるとありがたいなと思います。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 住民生活課長。

（ 鈴 木 知 寿 君 ） 川岸議員の保険証の関連のスケジュール
といったところの内容の質問かと思いますが、そちらにつ
いてお答えをいたします。

答弁で少し理解しづらい部分があって申し訳ありませんでし
た。

まずスケジュールにつきましては、今年12月2日から紙の保険
証が廃止となるということが決まっております。

今の国民健康保険の被保険者証につきましては、毎年1年更新
で発行しております。

今年度で言いますと7月31日までの有効期限のものを対象者が

お持ちになっていらっしゃるものですから、8月1日から来年7月31日までの1年間有効となる保険証を今年7月の中旬ぐらいに発送をします。

ですから、12月2日に紙の保険証が廃止になった後も、その保険証は被保険者の皆さん全員お持ちですので、来年7月31日まで使えるといったところでございます。

それから、その保険証を今年度につきましては、7月中旬に発送しますけれども、そのときに、その台紙にマイナンバー12桁のうちの下4桁を表示しまして、お送りするというところでございます。

こちらにつきましては国でもひもづけとか、いろいろな作業が終了しております。

そういった中で、被保険者にもマイナンバー下4桁ですけれども、御覧になっていただいて、より安心安全に、そこで理解していただいて使っていただけるようにという国からの通知がございまして、今回は10月までに、各被保険者に下4桁を表示して送らなくてはならないものですから、保険証の一斉更新、7月中旬に打ち出しをして、皆さんにお送りをするという形になっております。

なかなかひも付けして問題ないと言っても御本人の目で見ないと不安に思っている人もいらっしゃるものですから、そういったところの不安感の解消ということで今年度につきましては、その下4桁を打ち出しをして、お送りする。

それから資格確認書の交付のお知らせといったようなものを新しく作るということで、今回システム改修費ということで、補正予算に計上をさせていただいているといったところでございます。

繰り返しで申し訳ないのですがけれども、12月2日以降に転入されてくる人とか、それから社会保険から国保に変わられる人とか、そういった人につきましては、12月2日以降の対象者の人について

ては、マイナ保険証を持っていらっしゃる人については、資格情報のお知らせというものをお渡しをします。

マイナ保険証をお持ちでない人については、資格確認書という今の保険証と基本的に同じものをお渡しするという形になります。以上です。

議 長
5 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 5 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ） 私もちっと聞き逃したかもしれないので、その資格確認書とマイナンバーカードを持っている人は資格情報のお知らせというのは何月に来るのですか。

もう 1 回言いますと、7 月には今と同じものが来ると、12 月 2 日から廃止になるということで、資格情報のお知らせ、A 4 の紙とマイナンバーカードを持ってない人には資格確認書が行く、それはいつ発送されるんですか。

議 長
住民生活
課 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 住民生活課長。

（ 鈴 木 知 寿 君 ） ただいまの川岸議員の再質問にお答えをいたします。

資格確認書、それから資格情報のお知らせ、こちらが皆さん被保険者の全員にどちらかが届くというのは、来年の 7 月中旬という形になります。

議 長
5 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 5 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ） 利用登録の解除手続きを行うというのは、いつからできるのですか。

議 長
住民生活
課 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 住民生活課長。

（ 鈴 木 知 寿 君 ） 利用登録の解除手続きの関係の川岸議員からの再質問だと思いますけれども、こちらにつきましては、今年 10 月末めどで、解除申請を受付開始する予定となっております。

こちらにつきましては、マイナ保険証の利用登録している人がちょっと不安を抱いていて、解除したいという考え方になった場合は、申し出が必要となっておりますので、役場に来ていただいて、申請書を書いて解除登録をしていただくと。それを受けて資

格確認書というものを発行するという形になります。

今、先ほど言ったように10月末というのは、国でそこでの受付開始を予定しているといったところで、そこに向けて今準備を進めているといったところでございます。以上です。

議長
住民生活
課長

（吉 筋 恵 治 君）住民生活課長。

（鈴木 知 寿 君）答弁漏れの関係でお願いいたします。

12月2日に国保の保険証の紙での発行が廃止となるという形でございます。

その中で、その日以降、転入、それから社保から国保に切り替わった人については、その日から窓口で資格確認書あるいは資格確認書のお知らせといったものを、お渡しするという形になります。

それ以外の人というのは、基本的には来年の7月末まで有効期間となる保険証を持っていらっしゃるものですから、その部分で受診をしていただくというような形になります。以上です。

議長

（吉 筋 恵 治 君）他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長

（吉 筋 恵 治 君）「質疑なし」と認めます。

日程第10、議案第56号「令和6年度森町公共下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

（川岸和花子 君）今回28,500千円が、国庫補助金の予定で予算に組んでいたのが、資金的収入のところでそこが入ってこなかったということで、起債に回しているということですが、これは建設改良費の管渠きよの建設に係る金額かと思っっているのですけれども、下りてこなかったものはしょうがないのですけれども、下りてこなかった理由みたいなものがあるのか、ちょっとそういうのが分からないのですけれども、そういうのがあるのかなというこ

議 長
上下水道
課 長

とお伺いします。

(吉 筋 恵 治 君) 上下水道課長。

(小 坂 一 郎 君) 上下水道課長です。

川岸議員の御質問にお答えいたします。

国費の関係で補助金28,500千円がカットされたということで、
こちらについて何か理由がないかという質問かと思います。

こちらにお答えしたいと思います。

こちらにつきましては国関係の補助金ということもありまし
て、はっきりとした理由というのは示されておりませんが、県下
ほとんどの市町村で同様に大幅にカットされていると県から聞い
ております。

理由の詳細についてはお答えできる立場にはありませんので、
以上とします。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西 田 彰 君) 来年度以降もこういった状況というのは
あり得るのでしょうか。

議 長
上下水道
課 長

(吉 筋 恵 治 君) 上下水道課長。

(小 坂 一 郎 君) 上下水道課長です。

管渠^{きよ}築造工事の国庫補助事業につきましては本年度で終了とな
りますので、今後、下水道事業においてこのような事態はないか
と考えております。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第11、議案第57号「財産の減額貸付について」を議題とし
ます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、平川勇君。

4 番議員

（ 平 川 勇 君 ） 平川です。

私、学校跡地問題に非常に興味があるものですから、お伺いさせていただきます。

この土地の賃貸借料ですが、町が行った不動産鑑定額でいうと306万円が妥当であると、にもかかわらず、借り入れする会社から出てきた金額が120万円ということで、それが妥当であると判断したということですが、差額が186万円ほどあるものですから、この妥当であるという算定の根拠を具体的にお伺いしたいです。

議 長
財 政
課 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 財政課長。

（ 鈴 木 俊 久 君 ） 財政課長です。

平川議員の御質問にお答えします。

町で算定した年間の基準額が貸付で306万円に対して、事業者提案が120万円ということで、適正な価格ということであれば306万円でございますが、今回120万円が妥当であると判断した理由につきましては、今回提案があった事業内容が、町が抱えている課題、地域課題、行政課題の解決につながる、また地域の活性化につながる、そういった点を踏まえまして、120万円という提示された金額ではありますが、これで十分な効果が得られると判断したものですから、120万円の貸付で妥当であると判断をさせていただきます。以上です。

議 長
4 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 4 番、平川勇君。

（ 平 川 勇 君 ） 事業の成果があるだろうという想定して120万円は妥当であるという判断されたということですが、本当に活性化につながるのだろうかという不安はあるので疑問には感じています。

いつも町が民間の土地を買うときには必ず不動産鑑定額を基本にして交渉するわけですが、ほとんどその不動産鑑定額で進んでいくという状況ですけど、今回だけその差額が非常に高いものですから聞かせてもらいました。

この120万円が本当に妥当であるかというのを私自身検討して

議 長

いきたいと思っておりますので、また疑問に感じたときには質問させていただきます。以上です。

3 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ）他に質疑はありませんか。

3 番、佐藤明孝君。

（ 佐 藤 明 孝 君 ）今の平川議員の質問とちょっと関連しますけれども、町が賃貸料として年額306万円という金額を出したこの背景をまずお聞きしたいと思います。306万円の背景です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）財政課長。

財 政

（ 鈴 木 俊 久 君 ）財政課長です。

課 長

佐藤議員の御質問にお答えします。

年額306万円の算出根拠ということで御質問の内容と承知しております。

令和5年9月4日に不動産鑑定を終え、旧泉陽中学校の土地評価額につきましては1億200万円という算定がされております。

この1億200万円に対しまして「森町行政財産使用に関する条例」第2条第1項で定める土地の使用料について、乗率の3パーセントを掛けた金額が年額という形で算出をさせていただきまして、306万円とさせていただいております。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）3 番、佐藤明孝君。

3 番議員

（ 佐 藤 明 孝 君 ）そういったれっきとした背景があって306万円に設定したと。

しかしながら業者から120万円というある意味希望的な金額を言われたというところで、その根拠が先ほど課長がおっしゃられたように町の課題等が解消される、町の活性化が図れるとの判断であると、こういう御答弁だったのですけれども、ここでの町の課題の解消、そして活性化が図れるといった具体的なものを想定されていると思うのですが、それはどういったものなのか、その説明をちょっとお願いしたいと思います。

課題が解消される、その課題はどういったものを捉えていたのか、そして活性化が図れる、活性化が図れるということはどうい

議長
財政課長

う形でそこが有効に生かされるのかという、その二点でございます。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 財政課長。

（ 鈴 木 俊 久 君 ） 財政課長です。

佐藤議員の再質問にお答えをします。

120万円につきましてということでございますが、今回元々このプロポーザルで募集をしたときに、基準額ということで306万円を設定させていただいております。

全国的な事例を見ますと、中山間地域における学校跡地の利用につきましては、無償での利用が非常にケースとしては多い。

ただ今回町としては、まずは適正な価格を出そうということで基準額を定めさせていただいております。

その上で事業者側の提案価格も検討しながら、事業内容によって妥当であれば、貸付を行うような方向ということで取り組んできたものでございます。

今回の事業者が提案する内容につきましては、小中学生・高校生を対象とした放課後等デイサービスや不登校、軽度発達障害の生徒を対象とした高校教育、就労支援に関する内容ということで、教育の振興や福祉の向上という観点から、当然基準額を下回っておりますが、森町の活性化に資すると判断したというものでございます。

なお、事業の内容につきましの地域課題、こういった点につきましては、福祉課長から御答弁させていただければと思います。

議長
福祉課長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 福祉課長。

（ 小澤貴代美 君 ） 福祉課長です。

続きまして、地域課題の中の今お答えになりました福祉部門について、こちらから少し御説明をさせていただきたいと思います。

森町においては、現在福祉サービスの中で放課後等デイサービスもしくは就労支援B型事業所の数が少なく、こういったことの利用を希望される人については、近隣市の事業所を利用していた

だかざるを得ない状況が続いております。

こういったところにおきますと、町内にこれらの放課後等デイサービスもしくは就労支援事業所B型のものが設置できるとなると、町外の事業所を利用することなく、町内でこういったサービスの利用が可能になるというところでは、利用者の御本人そして御家族も利便性が高く、安心できるものだと思っております。

またこういった事業を町内で開始されることについては、地域で障害についての理解も深まりますし、地域の人々との交流を通じて活性化を図っていくことができるのではないかと考えてのことでございます。以上です。

議 長
3 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 3 番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) 今改めてその内容的なものをちょっとお聞かせいただきました。

話を聞いて私も非常に納得いたしました。

これからもこの業者がずっとここでお仕事、事業を続けてくれると思いますけれども、そういった背景があるならばぜひインクルーシブ教育にも考慮したというやり方で今後進めていただければと思います。

非常に良いお答えでございました、ありがとうございました。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

5 番、川岸和花子君。

5 番議員

(川 岸 和 花 子 君) 今お話を伺ったので、確かに納得いくお話でした。

去年7月の全員協議会においては、貸し出すか、販売するかというところもまだ決まっていなかった中で、建物も含めて1,240万円で貸し出すというところも出ていたりであるとか、その後306万円の基準価格ということを示されて、でもそこには地域振興に資する事業の場合は減額及び無償貸付を検討しますということも書かれておりましたし、9月時点でも基準価格を下回る提案も可能であるということを示してのプロポーザルであったと思い

ますので良いと思います。

順序を追って進めていただいていると私は思っておりまして、そのおかげで静岡教育開発研究所さんといういくつも事業を持っておられて、事業内容もはっきりしている事業者が来てくれたと思っています。

ここに所在の番地が五つ載っているのですけれども、通信制高校等でグラウンド、プール、体育館、全てを活用されるということによろしいでしょうか。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 財政課長。

財 政 (鈴 木 俊 久 君) 財政課長です。

課 長 川岸議員の御質問にお答えします。

今回議案に載せさせていただいてます5か所ございますが、これにつきましては議員御指摘のとおりグラウンド、校舎、体育館、プール、学校裏の駐車場の敷地等まで含めた全てになっております。以上です。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第12、「森町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

選挙すべき委員及び補充員は、それぞれ4人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

森町選挙管理委員会委員に榊原茂君、森下義明君、上沢和充君、及び松下悦子君。

議 長

以上の方を指名し、また、同補充員に第1順位、吉筋克次君、第2順位、安形元成君、第3順位、高木純一君、及び第4順位、浦野美弥子君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を、森町選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

(吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました、榊原茂君、森下義明君、上沢和充君、及び松下悦子君。

以上の方が、森町選挙管理委員会委員に当選されました。

また、第1順位、吉筋克次君、第2順位、安形元成君、第3順位、高木純一君、及び第4順位、浦野美弥子君。

以上の方が、順序のとおり同補充員に当選されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

6月24日午前9時30分、本会議を開会し、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

(午後 2時53分 散会)